

那覇市災害ボランティアセンター 設置・運営マニュアル

ささえあって
はげましあって
みんなのナハシティ



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

那覇市社会福祉協議会

March 2013

目 次

那覇市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル

1	はじめに（取り組みの経緯）	2
2	災害ボランティアセンター設置・運営の視点	2～5
	視点① 被災住民のための災害ボランティアセンターであること	
	視点② 要援護者支援の視点	
	視点③ 「マニュアル」「協定」に縛られないこと・協働型運営	
	視点④ 社会福祉協議会の役割	
	視点⑤ 沖縄県・那覇市の特性を活かした安心・安全に暮らせる地域づくり	
3	那覇市で想定される災害	5～7
4	災害ボランティアセンターの設置について	8
4-1	災害ボランティアセンターの設置判断・意志決定について	8～9
4-2	設置場所について	9
4-3	那覇市社協が担い手となった災害 VC 運営	11
4-4	災害ボランティアセンター運営資機材（ストック一覧）	12
5	災害ボランティアセンターの運営について	14
5-1	災害ボランティアセンター組織図と各班の役割	14～15
5-2	運営ために想定される会議等	16
5-3	災害ボランティアセンターの1日の流れ	17
5-4	各班の業務	19
6	災害ボランティアセンター閉所の判断について	26～27
7	災害ボランティアセンターを機能させる地域支援ネットワーク	28
8	様式等	29～32
9	資料編	33～43
	①災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（設置規程）	
	②九州ブロック社会福祉協議会災害時総合応援協定	

災害時における那覇市社協職員参集マニュアル

1	職員参集基準と各課・各グループの初動体制	45～55
2	災害 VC と連動する社協本隊業務	56～58

1 はじめに（経緯）

- 阪神淡路大震災の経験から、被災地における災害ボランティア活動の拠点は、社会福祉協議会（以下「社協」と略記。）が担う事例が多く、平成23年の東日本大震災においては、岩手県、宮城県、福島県の3県で104箇所の災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」と略記。）が設置され、社協が主たる担い手とされている。
- 那覇市においては、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される災害時のボランティア活動については、『那覇市地域防災計画（那覇市防災会議策定／平成22年2月修正）』に基づき、「災害ボランティア中央センター（以下「中央 VC」と略記。）」を設置運営するものとし、更に必要に応じ「地区ボランティアセンター（以下「地区 VC」と略記）」を設置することになっている。

しかし那覇市においては、これまで災害 VC の立ち上げ経験がなく、今後、大規模災害が発生した場合、社協職員もどのように対応するのか、又地域の関係団体やボランティア・NPO 等市民活動団体とどのように連携すべきか協議しておくことが必要である。

今年度、那覇市社協では新たに「災害ボランティア活動に関する委員会」を設置し、災害 VC 設置・運営マニュアルの作成から、今後の災害ボランティア活動の更なる展開を検討することにした。

なお、今年度の取り組みについては、那覇市から沖縄振興特別調整交付金の補助を受け策定した。

2 災害ボランティアセンター設置・運営の視点

視点① 被災住民のための災害ボランティアセンターであること

- 災害ボランティアセンターは地域住民ニーズ、被災者ニーズ主体の取り組みがなによりも重要である。被災された皆さんの抱える喪失感、無力感といった想いはすぐに解消されるものではなく、長期化し、心に深く残るものである。こうした想いは直接被災しなかった近隣住民や外部から入る支援者等には分かりえないものが常にある。
災害 VC 運営に関わるスタッフはこうした視点を踏まえ、常に被災者の皆さんの想いに寄り添うことが重要である。そのことが被災者と災害 VC の信頼関係づくりに大きく影響する。
- 東日本大震災で多く見られた泥かき清掃などの災害ボランティア活動は被災者にとっては生活再建の第一歩である。そのことは長い自立再建に向けた入口である。災害 VC による再建期の支援から、復興期においては、平常時の社協活動として長期的に支援していく視点が重要である。
- 宮城県石巻市における災害 VC の取り組みを伺う中で重要と思われたのは、災害 VC の運営はその地域の地形や産業など、住民の生活環境に応じた活動が求められるということである。災害 VC の拠点についても被災者のニーズをくみ取れる体制なのか、取り残されている地域（ニーズ）はないかなどを踏まえる必要がある。
- 東日本大震災の事例においては、災害ボランティア活動において、全国から多くの NGO や NPO が参画している。那覇市においても大規模災害が発生し、支援が必要な状況になれば同様のことが予測される。その際、地元社協として求められるのは、一刻も早い再建・復興に着手し、住民本来の力、地域力を引き出し、新たな地域づくりを進めるために県外県内から入る NPO や NGO、ボランティア団体など多様な活動主体を総合調整する機能である。

視点② 要援護者支援の視点

- 社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉関係団体や機関、そして何より地域住民の参加・協力を得て活動することを大きな特徴としている。関係団体や地域住民の声に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目標としている。
- 社協活動においては、高齢者、障がい者、児童等、なんらかの支援が必要な方を対象とすることが多い。そのため災害時においては、平常時に増して、福祉サービス利用者等要援護者の生活再建を目指した取り組み・姿勢が求められる。
- 阪神淡路大震災や東日本大震災など大規模災害では、女性被災者がさまざまな不利益を甘受せざるえない状況が多く見られた。具体的には、避難所では仮設トイレなど衛生上の問題で女性は体調を崩しやすいことや着替える場所および下着を干せる場所がないこと、生理用品の配布者が男性であったり他の配布物と一緒に並べられることで入手をためらうことなどがある。特に中高生や若い女性にとっては、大きな心理的圧迫である。また避難所のトイレ掃除や食事づくりの当番日にあたると育児や入浴などができなくなるといった負担もある。妊婦や母子は他の避難者への遠慮から心身ともに大きな負担を背負う。これらは「女性のわがまま」として周囲に受け入れられない、男性に伝わりにくい、あるいは女性自身から言い出せないことがある（こうした状況は「在宅避難」においても同様である）。
このように、災害時はジェンダー（社会的性差）がより明確に表れ、男性には伝わりにくく、重要ではないニーズは後回しにされる。こうした声となって届きにくいニーズは女性だけでなく、障がい者のニーズにおいても同様である。災害ボランティア活動において、女性の弱者としての側面、そして障がいを持つ方に対し十分に考慮する必要がある。

視点③ 「マニュアル」「協定」に縛られないこと・協働型運営

- マニュアルがあるから災害 VC を立ち上げるのではない。住民本来の力、地域力を引き出すために立ち上げるのである。被災状況によっては道路が寸断されるなど、ボランティアを送ることができない環境も発生する。その際には災害 VC を立ち上げ、全国のボランティアの支援を受け入れるのか、それとも地元主体、場合によっては通常の社協活動の中で支援活動を行うのか判断することも重要になる。
- 地域住民ニーズには多様で、生業支援や産業復興などボランティアというくくり、社協の災害 VC 活動の範疇としては難しい内容もある。しかし速やかに支援を展開し、被災者の復興を目指すには、「マニュアル」「協定」だけに縛られることなく、各種の支援団体や企業と協働し、多様な支援体制の検討も必要になる。災害ボランティア活動は社協だけで支えられるものではなく、協働型で行う必要がある。
- 『那覇市地域防災計画』においては、那覇市総合福祉センター（以下「市総合福祉センター」と略記。）に「中央 VC」を設置運営するものとし、更に必要に応じ地域に「地区 VC」を設置することになっている。こうした災害ボランティアの活動拠点についても、災害規模や被災状況などにより柔軟に検討する必要がある。

視点④ 社会福祉協議会の役割

- 本マニュアルは、那覇市社協が災害 VC を立ち上げ、運営するという想定の下に「災害時における那覇市社協職員参集マニュアル」の項目を設け、発災直後からの社協各課・各グループの初動をまとめている。社協職員が災害 VC 設置・運営に全職員で臨むことを意図している。本マニュアル策定後も職員に共通認識を持つためにも災害 VC 設置訓練やそれと連動し

た住民参加による避難所訓練を行い、常に本マニュアルの内容を見直し、いつ災害が発生しても速やかに被災者支援に取り組めるよう、平常時の活動から磨きあげていく必要がある。またマニュアルの検討プロセスに出てきた各課・各グループで明らかになった課題は、平成25年度よりすぐにも取り組んでいかなければならない。

- 社協は、社会福祉法第109条で規定された団体で、社会福祉関係団体や機関、そして何より地域住民の参加・協力を得て活動する団体である。災害時に災害VCが住民に寄り添い、機能するためには、平常時からの関係機関・団体とのネットワークづくりが重要になる。本マニュアル策定後には、社協と関係機関・団体と連携し、災害VCを動かすためのネットワークづくりに取り組むことが急務の課題となる（⇒「7 災害ボランティアセンターを機能させる地域支援ネットワークの取り組み」の項目参照）。

視点⑤ 沖縄県・那覇市の特性を活かした安心・安全に暮らせる地域づくり

- 沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、将来像の一つとして「心豊かで、安心・安全に暮らせる島」が掲げられている。そして取り組むべき課題の一つとして、災害時等から県民の生命、財産を守るための生活基盤の強化や危機管理体制の整備に取り組み、また互いに支え合う共助・共創の地域づくりの推進があげられている。これは沖縄県が島しょ県であり、台風常襲地域であること、夏季に大規模災害が起きた場合など、沖縄県、那覇市ならではの特徴があることを踏まえ、災害に備えた地域づくりに取り組まなければいけないということである。阪神淡路大震災や東日本大震災でみられた陸路支援が望めないことも特徴の一つである。今回のマニュアルを基に展開する災害VC設置・運営や平常時における災害に備えた地域づくりの推進においても、上記特徴を十分に踏まえ、且つ社会福祉協議会の特徴である各種関係機関・団体、地域住民と連携した強みを活かしていきたい。

3 那覇市の過去の災害・想定される災害

(1) 位置及び地形・地質

那覇市は、沖縄本島の南部、東シナ海に面し、東経127度38分18秒から127度44分25秒、北緯26度10分19秒から26度14分32秒の間、鹿児島県の南方およそ603キロメートルのところにある。

地形は東西10.3キロメートル、南北7.8キロメートル及びその間を国場川、北に安里川及び安謝川が西流し、東方は小丘陵をなし、西は那覇港を擁して慶良間諸島に対している。

地質構造は、全体として北側に傾斜する構造をなしているが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見受けられる。地質は大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀鮮新世から第四紀更新世にかけての琉球石灰岩及び完新世の離水珊瑚礁からなっているが、海岸沿いにおいては海浜堆積物からなるところもある。旧市街地及び首里から天久、安謝における一帯並びに識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっている。

注)『那覇市地域防災計画』より転記。

(2) 活断層

活断層の存在は、地域災害の危険性を考える上できわめて重要である。活断層研究会編(1991年)によれば、沖縄本島中南部には活断層が集中していることが指摘されている。

この地域の活断層は琉球石灰岩の地層を切るもので、活断層の确实度は高くなっている。金武湾西岸、浦添市一西原町にかけて、糸満市にある活断層は明瞭な活断層である。一方、那覇市域には、首里にやや明瞭な活断層がある。

注)『那覇市地域防災計画』より転記。

(3) 災害特徴・過去の災害

【台風】

平成24年は台風16、17号と大きな台風にたびたび遭遇した。台風16号の際は、気象台より「最大級の警戒を」という呼びかけがあり、市内公民館に自主避難の動きが見られた。

また、台風17号では、那覇市において全壊9件、一部損壊121件という大きな被害が出た。

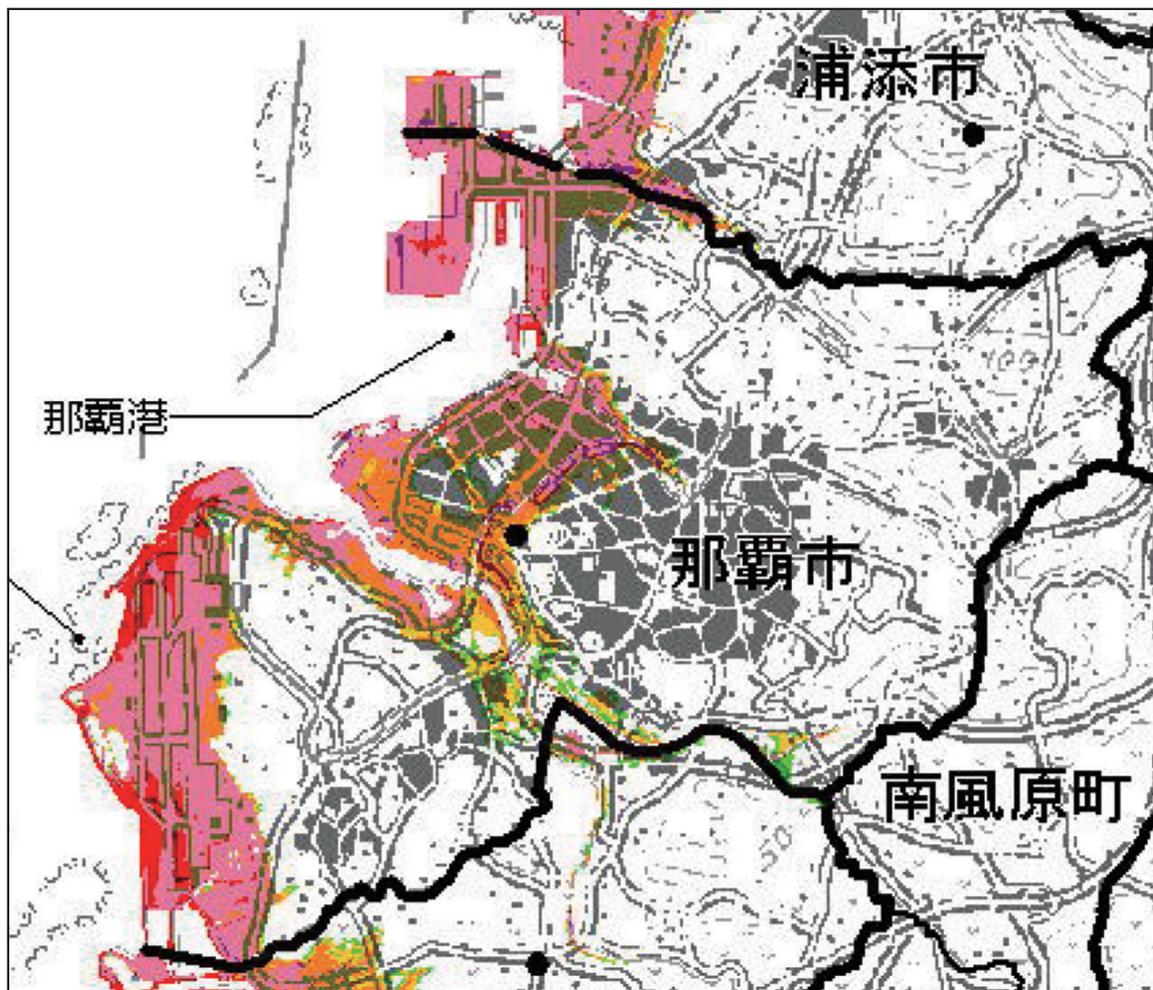
【地滑り】

平成18年、首里鳥堀町において、長雨を契機とする地滑りが起こり、それに伴い集合住宅に居住者が避難することになった。当時、避難者に対する支援として、那覇市社協も当時指定管理していた老人福祉センターの入浴施設の利用していただくなどの支援活動を行った。また、この際、那覇市の関係課との災害時における連携の在り方について検討すべき課題があると気付かされる事例となった。

【津波】

東日本大震災以降、2006年、2007年に予測した津波浸水域を見直すため県津波被害想定検討委員会を2012年1月に発足した。2013年1月28日の会合にて、M7.8～9を想定した地震による内陸への津波の遡上高が、以前の予測を超える結果となったことを発表した。那覇市においては西部の埋め立て地域を中心にした被害が新たに予測されている。

図 津波浸水予測図（沖縄本島沿岸地域）



【地震】

沖縄本島で被害があったと記録があるのは、(P-7)に示した8つの地震である。それぞれの地震被害の状況についてはあまり記録が残っていないが、甚大な被害は発生していない。また主な被害としては、耐震性の低い石垣の倒壊が多く発生している。

注)『那覇市地域防災計画』より転記。

表 履歴災害（地震）

	西暦年月日	和 歴 年	震央の場所	規 模 (マグニチュード)	地震被害の概要
1	1665年 3月	寛文 5年	沖縄本島	—	地震甚だ大にして山岳 尽く響く
2	1760年 5月15日	宝歴10年	〃	—	首里王城内外57箇所石 垣倒壊
3	1768年 7月22日	明和 5年	沖縄本島 南西沖	—	大地震あり。王城の石 垣数十箇所、寺、王陵、 極楽稜の石垣が所々崩 れる。
4	1858年 9月	安政 5年	沖縄本島	—	8月から12月にかけて たびたび地震。1日7、 8回のこと
5	1882年 7月25日 (午前 1 時頃)	明治15年	沖縄本島 南部	—	那覇・首里で石垣倒壊 が500箇所家屋人畜被 害なし。
6	1909年 8月29日 (午後 7 時半)	明治42年	沖縄本島 東方沖	6.2	死者 2 名、負傷者13名、 那覇・首里で石垣倒壊 が444箇所。
7	1911年 6月15日	明治44年	奄美大島 近海	8.0	那覇で石垣の倒壊496 箇所あり、このため死 者 1 名、負傷者 6 名を 生じた。首里旧王城の 城壁著しく崩壊。小屋 の全壊 1 棟あり、負傷 者 5 名を生じた。那覇 で17回、石垣で 6 回の 地震(おそらく余震)を 感じた。なお、この地 震により小津波を発生 した。
8	1926年 6月29日	昭和元年	沖縄本島付近	7.5	那覇で震度 4、石垣の 倒壊箇所が多い。

注) 『那覇市地域防災計画』より転記。

4 災害ボランティアセンターの設置について

災害ボランティアセンターは、被災から一刻も早い再建・復興に着手し、住民本来の力、地域力を引き出し、新たな地域づくりを進めるために、多様な活動主体との協働により支援活動を展開するものである。地元の地域を把握している社協が住民支援の総合調整機能を担うのである。

4-1 災害 VC の設置判断について

被災状況によっては被災現場にボランティアを送り出せない環境もありうる。一旦、災害 VC を設置すると、いくらボランティアの呼びかけを限定しても近隣市町村や全国からボランティアが集まってくる可能性がある。その場合、集まったボランティアを紹介できないことが「なぜ活動できないのか？」という不満に繋がることがありうる。災害発生イコール災害 VC 設置ということではなく、通常の日協業務の中で、地域の自治会や自主防災組織、関係団体と連携し支援活動を展開することも検討する必要がある。日協災害対策本部での協議を基に、被災状況に基づいた判断・支援活動が求められる。

4-2 災害 VC の運営と関係団体との連携・協働について

(1) 沖縄県社会福祉協議会（以下「日協」）との連携

日協では『災害救援マニュアル』を策定している。その中においては、災害発生後、日協災害救援本部を設置し、その後、県レベルのセンターとして「日災害救援ボランティアセンター（以下「日災害 VC」と略記。）」を立ち上げる。日災害 VC は市町村の災害 VC を後方支援する。主な役割は次の5点である。那覇市日協としては、県民やそして全国へ向けた被災状況及びボランティア募集等の情報発信機能として連携が重要と考える。

①被災地日協 VC 立ち上げおよび継続活動支援

被災地の状況、規模を把握しながら必要な備品、資材の準備、適切な VC 設置場所の確保などを行う。

②県内市町村日協及び関係機関・団体との連絡調整

被災地日協 VC の後方支援の拠点として、県内市町村日協や県、日本赤十字社、共同募金会など様々な他関係機関との連絡調整を行う。

③（県内外の）ボランティア・NPO 活動のための資金受付・配分

④被災地日協 VC の状況、被災地情報の収集と記録、管理

⑤関係機関、県民への情報発信。県の災害ボランティア担当部局と必要な情報の共有

(2) 那覇市周辺市町村日協との連携

日協では、圏域毎の日協の相互応援協定を検討している。那覇市日協は「南部地区社会福祉協議会連絡協議会（以下「南部地区日連」と略記。）」に参画しているが、那覇市が被災した場合、南部地区日連に参加する各市町村日協からの応援が予測される。現在、日協において、圏域毎の協定の準備が進められている。

(3) NPO・NGO、その他関係団体との連携

東日本大震災においては、県外より多くの NPO・NGO が被災地支援に参画し、地元日協と連携している事例が多くみられる。被災者ニーズは多様で、生業支援や産業復興などボランティアというくくり、日協の災害 VC 活動の範疇としては難しい内容も多々ある。日協が担えない支援を協働で行うこともあると思われる。市民の生活の再建、復興を目的に日協と NPO・NGO 等の互いの強みを生かした支援の在り方を協議・展開する必要がある。

(4) 災害 VC 運営に関する助言

- 那覇市社協では災害ボランティア活動の検討のため、平常時より「災害ボランティア活動に関する委員会（資料①）」を設置し、外部からの参画を得ている。被災住民のための災害ボランティアセンターであることを実現するために、同委員会参画している NPO 等外部委員の助言も活かしながら災害 VC の運営にあたりたい。
- 新潟中越地震（2004年）を契機に、災害ボランティア活動の環境整備を目的とし、2005年1月より中央共同募金会に「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下「災害支援 P」と略記。）（資料②参照）」が設置された。支援 P のメンバーは、東日本大震災の際にも現地災害 VC の設置・運営の助言をし、また震災後も復興期の支援活動の助言にあっている。那覇市において災害が発生した場合にも災害 VC の開設準備への助言、運営のための資機材の確保の協力など、災害支援 P を連携団体としての視野に入れて置くべきである。

(5) 『那覇市地域防災計画』における位置づけ

災害時対応の際は、行政、特に福祉政策班（健康福祉部福祉政策課）と緊密な連携をとる必要がある。災害 VC 設置の場合は、『那覇市地域防災計画』に基づき、1日1回の会合を持ち、支援活動の状況等の共有、那覇市災害対策本部からの情報共有を行う。

4-3 設置場所について

「那覇市地域防災計画」に位置付けられている市総合福祉センターに中央 VC を設置する。但し、市総合福祉センター自体が被災した場合、又は市内において局地的に甚大な被害が出た場合については、中央 VC 及び地区 VC を設置する拠点について行政と協議し決定する。

なお、本マニュアル策定の議論においては、那覇市社協が指定管理する市総合福祉センター以外に、沖縄県総合福祉センターの活用などの意見が出た。マニュアル策定後の協定の取り組みなどにおいて具体的な候補地を検討していかなければならない。

【那覇市総合福祉センター】

住所：〒901-0155 那覇市金城3-5-4

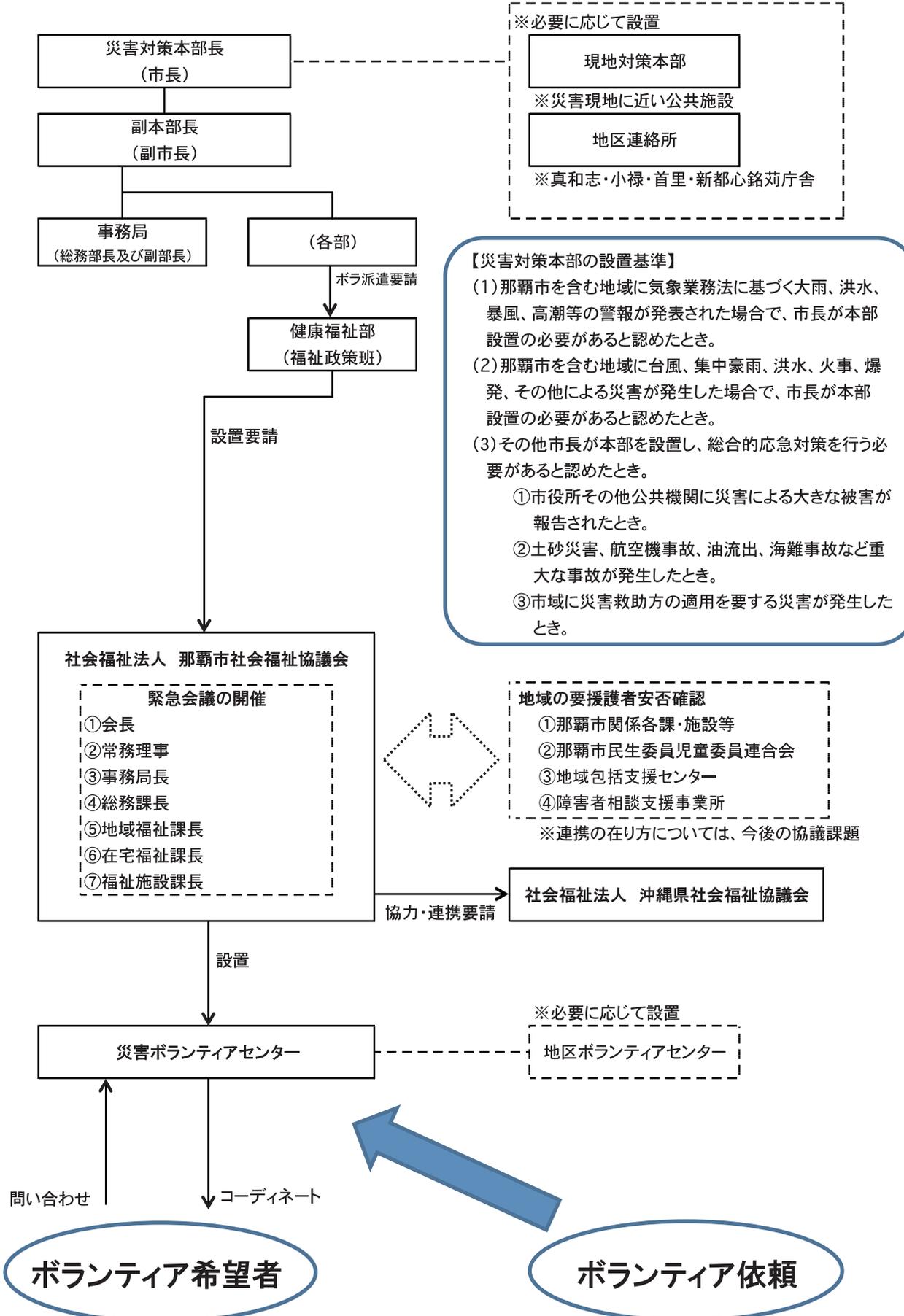
TEL：098-857-7766 / FAX：098-857-6052

【チェック項目】

- 来所者からよく見えるところに「災害ボランティアセンター」の看板等の表示を行う。
- ボランティア活動者の動き（センターの一日の流れ参照）を考慮したレイアウトを行う。センター内に見取り図等を配置し、各班の配置を分かりやすく説明することが重要である。
- 災害規模、ボランティア活動希望者数を予測し、それに応じたレイアウトを検討する。またボランティア活動の進捗状況により規模の縮小や拡大を検討する。
- 災害 VC の拠点に事務所や避難所が併設している場合、盗難やボランティア活動には関係のない個人情報保護などに配慮すること。ボランティア活動者は決められた場所以外は入室しないようにする。

災害ボランティアセンター立ち上げフロー図

「那覇市地域防災計画」第2章災害応急計画に基づき、下記フローにて災害ボランティアセンターが設置される。

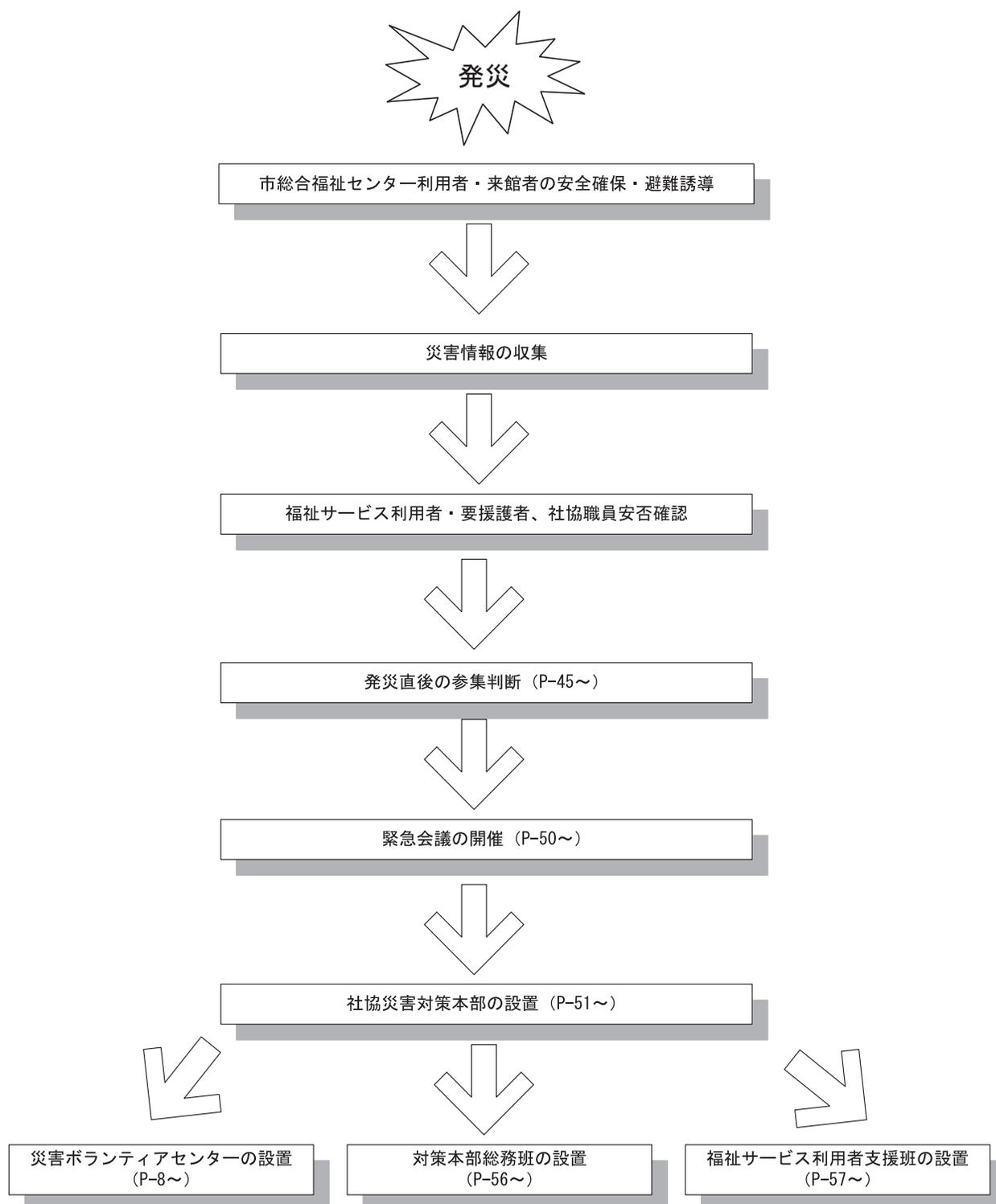


4-4 那覇市社協が担い手となった災害 VC 運営

東日本大震災の取り組みからわかるように、災害 VC の主たる担い手は社協になっている。しかし地域の再建・復興を考えた場合、生業支援や産業復興に関するニーズなど、社協の災害 VC 活動の範疇を越えるものがあるかもしれない。その場合は、多様な支援体制を検討することも必要になる。

以下は、那覇市社協職員が災害 VC の担い手になった場合の立ち上げフロー図である。社協職員参集基準等は「災害時における那覇市社協職員参集マニュアル（P-46～）」に記載している。なお、各課・各グループの全体の流れについては（P-13）に記載している。

図 社協における災害 VC 設置までのプロセス



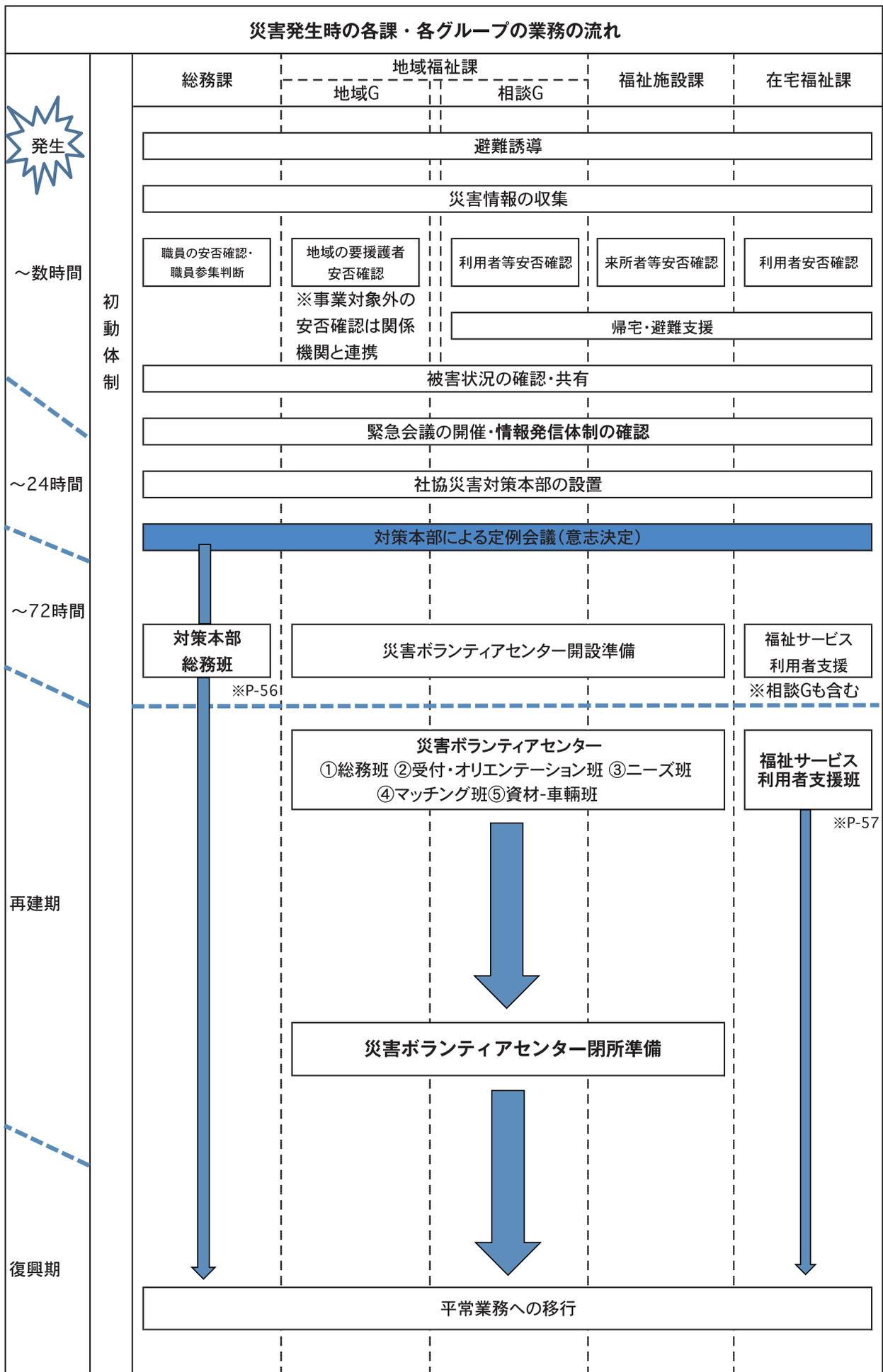
4-5 災害 VC 運営資機材 (ストック一覧)

平成24年度沖縄振興特別調整交付金の補助を受けた「災害ボランティア中央センター等整備事業」により、本マニュアルの策定以外に資機材の整備を行った。東日本大震災や九州北部豪雨の被災地社協等から情報提供いただき、次の点に留意し資機材の整備を行った。

- ① 東日本大震災以降、災害が発生した場合、全国から被災地社協に運営資機材が送られてくるケースがあることを踏まえて災害 VC の立ち上げから初期に必要な機材を準備する。
- ② 災害時だけでなく、避難訓練等、災害に備えた地域活動にも活用できること。

表 平成24年度整備資機材一覧

	資 機 材	数 量	備 考
1	ヘルメット	10	
2	シャベル (角)	10	
3	シャベル (丸)	10	
4	特定小電力トランシーバー	5	
5	スターリングターボ (ラジオ付ライト/手回し充電)	10	
6	ステンレス鋤 (じょれん)	10	
7	高圧洗浄機	3	
8	バラシ平バール1200mm	10	
9	側溝用蓋開け	2	
10	アルミ輪車※ノーパンクタイヤ付	10	
11	マンホール用トイレ洋式タイプ	3	
12	ホールドキャリア (10リットル用)	20	
13	パトロールベストポリスタンプ	30	
14	緊急型簡易担架 レスキューボード	5	
15	おんぶ隊プラス	5	
16	折畳式リヤカー	3	
17	ハンドメガホン	10	
18	LEDヘッドライト	10	
19	ハロゲン防水ラライト	10	
20	ランタン&トーチ	5	
21	蛍光灯型投光	2	
22	投光器用三脚	1	
23	吸収土のうダッシュパック	2	
24	発電機 (ガス)	2	
25	災害ボランティアセンターのぼり及び各班表示	29	
26	ボランティア活動者用ビブス	400	



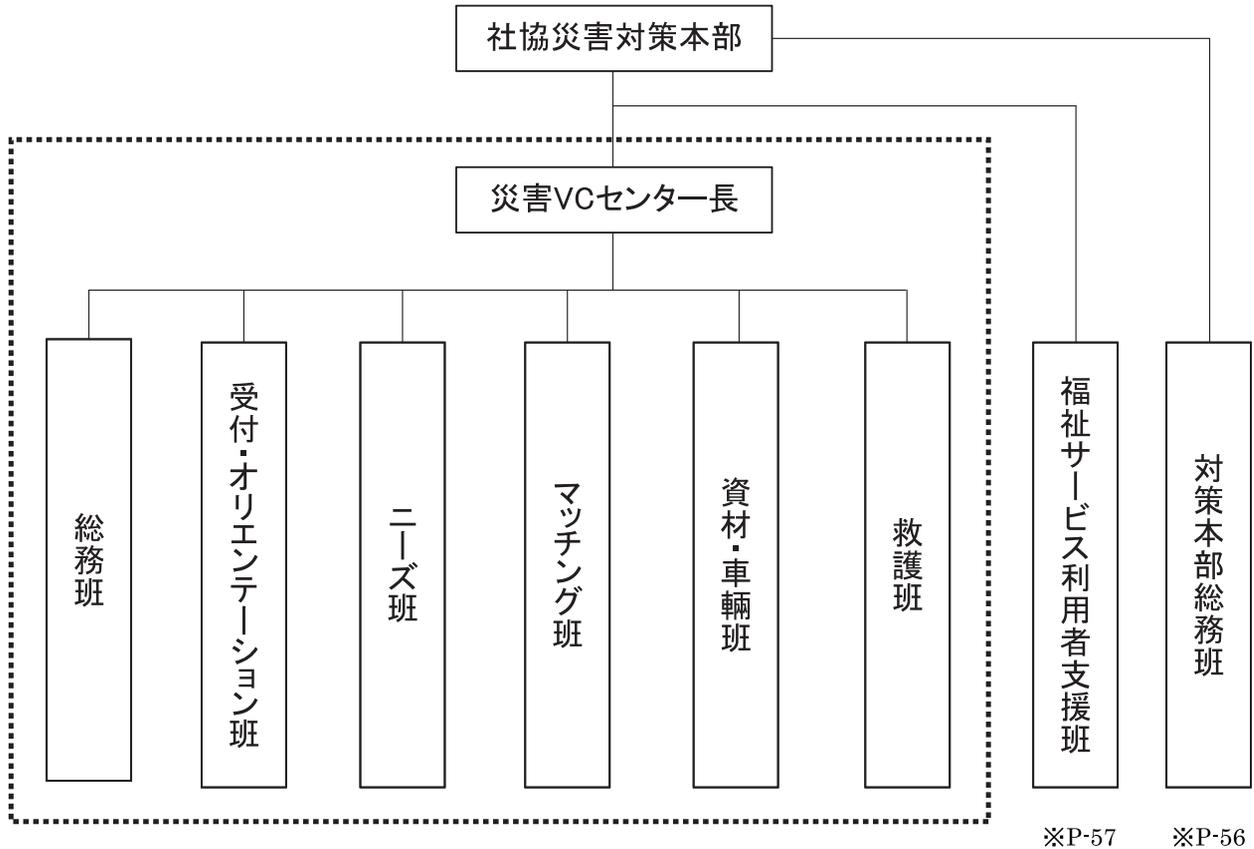
※対策本部総務班、災害ボランティアセンター、福祉サービス利用支援班間の職員の交代・異動を健康状態を鑑み行う。

5 災害ボランティアセンターの運営について

5-1 災害VC組織図と各班の役割

(1) 組織図

以下はあくまでの組織体制の一例である。被災時には運営スタッフの確保などの条件により、柔軟な運営が求められる。



(2) 災害 VC 各班の役割

班 名	役 割
総務班	① 災害 VC 運営管理・総合調整 ② マスコミ対応・定例情報発信 ③ 行政他関係機関との連絡調整 ④ 職員の勤務・健康管理 ⑤ 運営に必要な資機材、備品の購入 ⑥ 会計管理 ⑦ 対策本部定例会議の参加
受付・オリエンテーション班	① ボランティアの募集 ② ボランティア活動希望者の受付・集計 ③ ボランティア保険の加入支援
ニーズ班	① 活動ニーズの募集 ② 活動ニーズの受付、集計 ③ 被害状況の確認・調査
マッチング班	① 活動ニーズとボランティアのマッチング ② ボランティアグループの設定・リーダーの決定 ③ 各グループへのオリエンテーション ④ 活動依頼者への連絡 ⑤ 活動報告の聞き取り作成 ⑥ 活動件数の集計 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動者の道案内 ● 活動の所準備に関すること（更衣室の提供） ● 待機ボランティアの管理
資材－車輛班	① 資機材の受け入れ・管理 ② 資機材の貸し出し・返却確認 ③ 資機材のメンテナンス ④ 車輛調整・ボランティア活動者の送迎 ⑤ 車輛管理・メンテナンス ⑥ 駐車場の管理・運営
救護班	① ボランティアの健康管理・環境面の配慮 ② 救急対応

5-2 運営のため想定される会議等

災害 VC の運営は、本会職員だけでなく、行政関係者、地元の関係団体、それだけでなく県外からの NPO や NGO、諸団体など多種多様な人材と連携した取り組みになる。また活動時期によってはスタッフ間の申し送り、情報共有が困難になることが予測される。運営を円滑に進めるためには下記のような会議が必要になる。

会議の種類	参加者例	内 容
社協災害対策本部会議	会長、常務理事、事務局長、総務課長、地域福祉課長、在宅福祉課長、福祉施設課長、その他必要に応じた外部支援者	① 災害支援活動に伴う、重大な判断を伴う協議を行う。 ② 行政との連携に関すること。 ③ 災害 VC の閉所に関すること。
災害 VC センター運営会議	事務局長、各班責任者、その他必要に応じた外部支援者	① 災害 VC の運営に関すること。 ② 各班の情報共有及び運営課題の協議 ※決定事項は社協災害対策本部会議に報告すること。
班会議	各班責任者及び班員	① 各班の現状及び課題について共有し、対応策を検討する。 ※決定事項は社協災害対策本部会議に報告すること。
全体会議	災害 VC 全スタッフ、福祉政策班（行政）	① 災害 VC の現状について報告を行い、全スタッフの共通認識を作る。 ※朝夕の2回行う。



写真1 災害 VC の朝夕の全体会議では、応援スタッフを含め、その日の職員配置を確認する（阿蘇市）

5-3 災害VCの1日の流れ

災害VCによるボランティア紹介は基本的には午前8時から午後5時までと想定するが、被害状況や被災者ニーズ（避難所支援等）や季節に応じ、柔軟に対応する。

時間 班名等	始業前	日 中	日 没 後			
社協災害対策本部	各班毎に準備及び清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター開設・運営資金の確保 ●マスコミ対応 	各班毎に片づけ	各班会議	災害VC運営会議	翌日の活動に向けた諸準備
総務班		<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター運営の総括 ●市災害対策本部との連携 ●事故対応 ●広報活動（ホームページ等更新） ●備品購入及び会計 ●寄付金等受付 				
受付・オリエンテーション班		<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア受付 ●ボランティア保険加入 ●オリエンテーションの実施 ●ボランティア数の集計 				
ニーズ班		<ul style="list-style-type: none"> ●ニーズ受付 ●必要に応じたニーズ調査活動 ●活動案件の整理 ●活動状況の集計 				
マッチング班		<ul style="list-style-type: none"> ●ニーズとボランティアのマッチング ●紹介調整（事前連絡等） ●活動報告の聞き取り作成 				
資材－車輛班		<ul style="list-style-type: none"> ●マッチング班と連携し、資機材と車輛手配 ●ボランティア送迎の手配 ●活動資機材の洗浄・メンテナンス、新たな購入の検討 				
救護班		<ul style="list-style-type: none"> ●怪我等への応急処置・必要に応じた病院への搬送 ●災害ボランティアセンター及び活動者の衛星管理 				

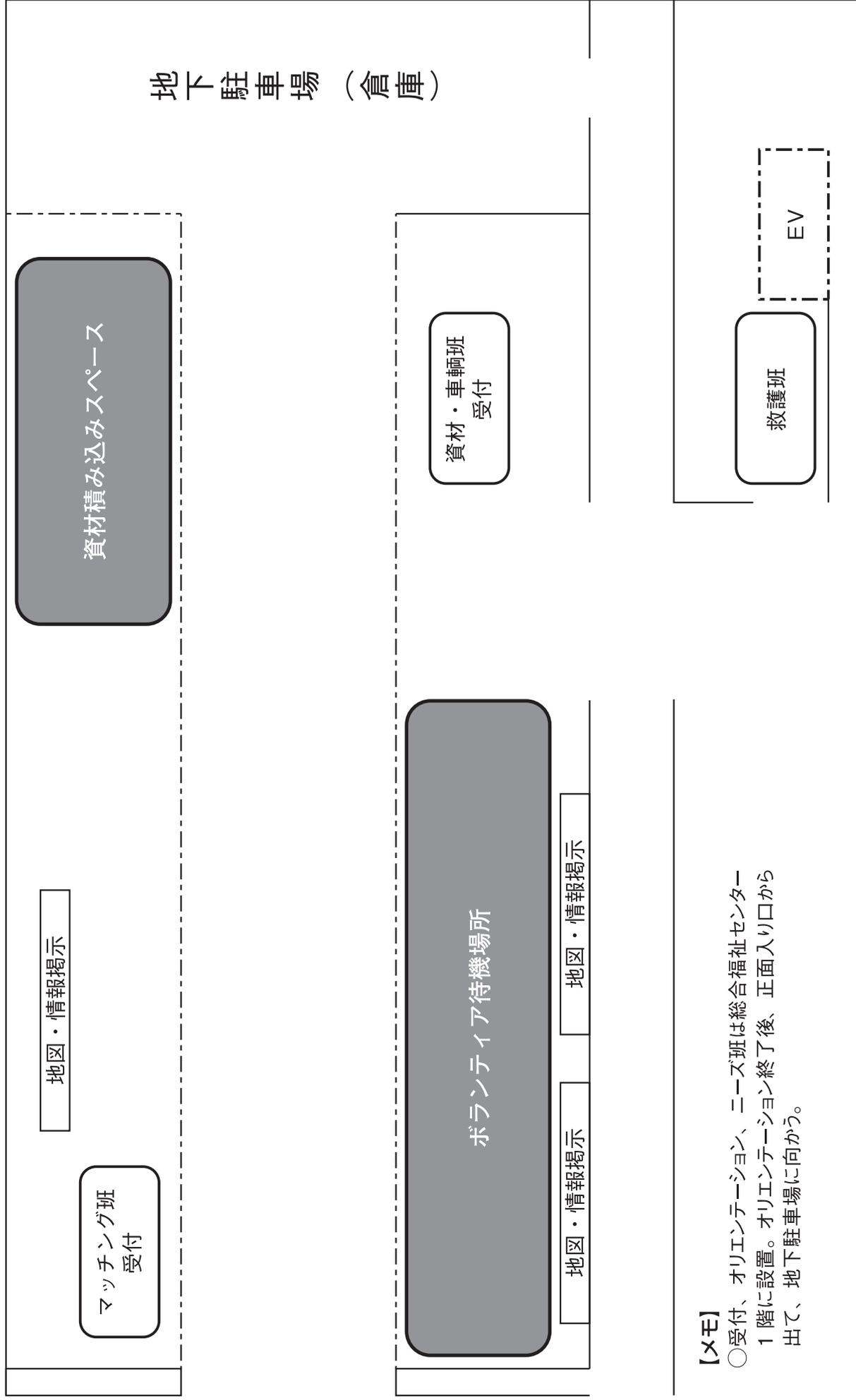
【社協本隊機能】

福祉サービス利用支援班		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用者への継続した安否確認・ニーズ把握 ●緊急プランによる利用者支援の検討・実施 	〃	〃	〃	〃
対策本部 総務班		<ul style="list-style-type: none"> ●社協対策本部の意志決定 ●社協通常業務の正常化に向けた取り組み 	〃	〃	〃	〃

5-4 災害VC運営レイアウト

那覇市総合福祉センターを想定したレイアウトを示す（P-18参照）。以下の案を参考に、支援活動を展開するボランティアがスムーズに活動に入れるように常に体制を確認することが重要である。

図 那覇市災害VCLレイアウト案



【メモ】

- 受付、オリエンテーション、ニーズ班は総合福祉センター1階に設置。オリエンテーション終了後、正面入り口から出て、地下駐車場に向かう。

5-5 災害 VC における各班の業務

(1) 総務班

社協対策本部総務班と連動し、災害 VC の総括を行う。災害 VC 運営会議や毎朝夕の全体会議を開催し、災害 VC の現状と課題を把握し、解決方法を検討する。また行政の災害対策本部（福祉政策班）には、1 日一度は全体会議への参加を依頼し、行政と災害 VC の状況・情報を共有できるようにする。



写真 2 災害 VC 運営会議（阿蘇市）

【1日の流れ】

- a. 災害 VC の各班で始業前の掃除を分担
- b. 勤務シフトの確認
- c. 全体会議（朝）
- d. 活動状況などを市災害対策本部に報告
- e. 各班との調整会議
- f. マスコミ・問い合わせ対応
- g. 全体会議（夕）

【チェック項目】

- ①災害 VC 立ち上げ準備
 - 総務班表示、災害 VC の全体レイアウトをメンバーに指示
 - ボランティア駐車場の確保
 - 災害 VC 日報、各班表示・案内等の作成、災害 VC 看板設置、その他必要な備品。
 - 社協災害対策本部と連携し支援金・義援金の受け入れ口座の確定。
- ②会議の運営
 - 災害 VC 運営会議、全体会議の開催・記録
- ③勤務シフトの確認・職員の健康管理
 - 参集した職員を軸に勤務シフトを作成する。県内外からの支援者（スタッフとして協力できる方）も予測される。そうした外部人材の滞在期間などの確認も行い、柔軟な勤務体制を作る。
- ④会計等処理・庶務
 - 運営に係る会計処理
 - ボランティア受付数、依頼数、紹介数を各班より集計し、那覇市災害対策本部に報告する。なお活動連携のため、沖縄県社会福祉協議会へも報告する。
- ⑤問い合わせ対応
 - 電話等による外部からの問い合わせや被災住民からのニーズ受付
 - 支援金・義援金の問い合わせ
 - マスコミ対応
 - チラシ、ホームページ等による広報活動
- ⑥活動環境の整備
 - ごみや廃棄物の集積場に関する調整及び情報提供
 - 活動資機材の購入等

(2) ニーズ班

被災後、住民や自治会長、民生児童委員などの関係団体より電話・FAX や来所によりボランティア活動の要望を受け付け、相談内容をニーズ票にまとめます。



写真3 ニーズ班の様子（阿蘇市）

[1日の流れ]

- a. 当日紹介活動の確認・マッチングへ申し送り
- b. ニーズ受付・ニーズ票の作成
※活動に必要な資機材も確認
- c. 新規依頼において優先度を協議し、ボランティア紹介の目安を協議
- d. ニーズ調査
- e. 当日活動終了案件の報告書確認
- f. 翌日活動案件の準備
- g. 集計作業

[チェック項目]

①ニーズ班立ち上げ準備

- ニーズ班表示、活動依頼書（ニーズ受付票）、依頼受付チラシの準備・印刷、その他必要な備品。
- 依頼者の住所や活動予定場所が確認できるよう、地図準備する。災害 VC の運営に県外や県内各地の社協職員スタッフが配置されることもあるため、地図だけでなく、地元の地理に詳しいスタッフやボランティアがいると作業が効率的に進む。

②ニーズの聞き取り、ニーズ票の作成

- 電話、ファックス、来所等により寄せられるニーズは活動依頼書（ニーズ票）を基に聞き取りを行う。

※聞き取りの留意点

- ボランティア活動者及び依頼者の安全確保ができるか。
- 活動日時の希望がある場合、ボランティアの集まり状況によっては紹介できない場合もあることを伝える。
- 同一世帯の活動について複数から依頼がある場合がある。ニーズ票を複数作成しないよう、ニーズ班員同士の情報共有を行う。
- ニーズ班において、活動報告書や現地調査を基に、常に今支援すべきニーズは何かを協議する必要がある。マッチング班との協議も行い、紹介の優先度を共有しておくことは重要な作業になる。
- ボランティアでは対応が難しい場合は、丁寧にお断りする。また判断しにくいものは災害 VC で協議の上、改めて回答することを伝える。

③ニーズ調査

- 活動依頼書（ニーズ票）だけでは現地の様子や依頼内容が不明瞭な場合、又は依頼者に対する直接の説明が必要なものは現地調査を行う。
- ニーズが出てきにくい地域（自治会未整備地域など）には、社協役職員、民生児童委員や福祉協力員、関係機関に協力いただき、災害VCの広報チラシを使い、周知・案内を行う。
- マッチング班より活動報告書及び活動依頼書（ニーズ票）の返却があり次第、確認・集計作業を行う。
- 案件が終了したものか、継続してボランティアコーディネートをするものか区別する。終了したものは終了した日付を書き、終了案件ファイルに綴じる。継続案件は紹介の優先度（連続した紹介が必要か、翌日以降に回すかなど）を確認する。

(3) 受付・オリエンテーション班

各地から集まるボランティアは最初に受付をします。当日、活動に参加できるように、受付は午前中で済ませるようにします。保険加入の確認、受付票の記入、受付シールが準備できたらオリエンテーションを行います。被災者支援の視点、安全な活動を心がける等、基本事項について説明を受けます。



写真4 受付の様子（阿蘇市）

[1日の流れ]

- a. ボランティア活動希望者受付
- b. ボランティア保険加入
- c. 新規ボランティアはオリエンテーション会場へ案内
- d. 継続ボランティアはマッチング班へ送り出し
- e. 集計作業

【チェック項目】

- ①受付・オリエンテーション班の立ち上げ準備
 - 受付・オリエンテーション班表示、ボランティア募集のチラシ、ボランティア受付票（個人・団体）、ボランティア保険受付、ボランティア受付シールの準備、その他必要な備品。
※ボランティア受付票は記入例も作成する。
- ②ボランティア活動希望者の受付
 - 新規ボランティアも継続ボランティアも受付は個人、団体を分けて受付する。新規の団体ボランティアは事前にボランティア一覧名簿を提出し、代表者が受付する。
 - 記載された個人情報ボランティア活動保険及び活動に関するときにのみを使用することを説明する。
- ③ボランティア保険加入
 - ボランティア保険へは全員が加入すること。個人は保険受付簿に必要事項を記入する。掛金は原則自己負担とする。

団体ボランティアには事前に出発地で一括加入し、現地での手続きは省略できるように依頼する。

ボランティア活動者全員にチラシを配布し、事前に読んでおくように案内する。

④名札の作成

ボランティア活動者各自ラベルシールに名前と活動者番号を記入し、見やすい位置に貼っていただく。

ボランティア活動の諸注意に関するチラシを配布し、事前に読んでいただくように案内する。

⑤オリエンテーション会場へ案内

ある程度のボランティアが集まってきたらオリエンテーションを行う。被災状況、住民のニーズや安全な活動への注意だけでなく、住民のプライバシーへの配慮（活動場所での写真撮影等）について説明する。

⑥マッチング班への送り出し

オリエンテーション終了次第、マッチング班（ボランティア待機場所）へ誘導する。

⑦ボランティア活動者の集計

ボランティア活動保険は日ごとに集計し、県社協へ報告し、掛け金は後日送金する。

(4) マッチング班

ニーズ班から活動案件として準備されたニーズ票に基づき、何名の、どんな内容（男性がよいか、女性がよいか等）なのかを待機しているボランティア活動者に呼びかけ、グループ分けします。グループの中にリーダー、連絡係などを決めます。ニーズ票と地図を渡し、災害状況などの説明を行います。



写真5 マッチング班と待機中のボランティア
(阿蘇市)

[1日の流れ]

a. マッチング

b. グループ別オリエンテーション

※担当者はニーズ票を確認し、資機材の再確認も行う。

c. 更衣室や健康管理など諸説明

d. 活動終了者への報告書作成指示・確認

e. 活動報告書及びニーズ票をニーズ班へ返却

f. 集計作業

【チェック項目】

① マッチング班立ち上げ準備

マッチング班表示、活動予定場所が確認できるような地図を準備（複数）、その他必要な備品。

- ボランティア更衣室、待機場所の準備。更衣室等は定期的に巡回し、貴重品や忘れ物がな
いか確認する。
- 待機場所には活動前後で水分補給する水（ペットボトル）なども準備。提供等いただいた
水やその他食品の消費期限の確認なども行う。
- 翌日の活動案件は前日に準備する。特に活動日を指定する団体ボランティアについては、
人数・紹介期間、前日の活動報告書などを考慮し、ニーズ班と協議しながら案件を決める。
- 予定より多くのボランティア活動者が集まった場合、ニーズ班と協議し、優先度の高い案
件から当日にマッチングを行い、ボランティアコーディネートする。

③グループ別オリエンテーション

- 案件とボランティア活動者のマッチングが終わったら、グループリーダー、連絡係を決め
る。グループ名簿にボランティア全員の名前を記入してもらう。
- リーダーに活動依頼書（ニーズ票）、地図を渡し、活動終了後はリーダーが代表で活動報告
に来ていただくよう依頼する。
※グループ別オリエンテーションを行った担当者は、活動中の問い合わせ等の窓口になり、
資機材の補充など必要な調整を行う。

④資材－車輛班へ送り出し

- 活動場所など再確認し、資材や車輛手配などを確認作業を移ってもらう。

⑤活動報告書の作成

- グループリーダーより活動依頼書（ニーズ票）を返却してもらい、活動報告書を記入して
もらう。依頼された作業が終了したのか、継続したボランティアコーディネートが必要な
のかを確認する。また活動中の事故や気になった点も記入してもらう。新たな活動依頼が
出てきた場合は、その点についても記入いただく。報告書が未記入の場合などは担当者が
聞き取りを行い追記する。
- 活動報告書及び活動依頼書（ニーズ票）が数件まとまったら、ニーズ班へ返却する（⇒ニー
ズ班は確認作業を行う）。当日のコーディネート案件と活動報告書がそろっているかの確
認を行う。

(5) 資材・車輛班

ボランティア活動者のグループ分けができたなら、資機材を貸し出し、車輛の準備を行い活動先に出発します。ボランティア自身で移動を行ってもらうが、駐車スペースの確保が難しい活動先については災害 VC で送迎を行う。



写真6 資材班の様子（阿蘇市）

[1日の流れ]

- a. 当日の活動案件の確認
- b. 資機材・及び運搬車輛の手配
- c. 資機材の貸出
- d. 活動中の不足資機材の問い合わせ対応
※原則ボランティア自身で取りに来てもらうが、
できない場合に配達する。
- e. 資機材の洗浄促し返却確認

[チェック項目]

- ①資材・車輛班立ち上げ準備
 - 資材－車輛班表示、資機材一覧及び車輛一覧（使用状況が確認できるもの）を作成、その他必要備品。
 - ボランティア活動者が持参した資機材と混同しないよう「那覇市災害ボランティアセンター」のネームを入れる。
 - 資機材の洗浄用具（高圧洗浄機）消毒等の準備
- ②資機材及び運搬車輛の手配から貸出
 - グループ人数に見合った資機であるか、再度確認し、不足と判断した場合は追加する。
 - 使用した資機材は洗浄し、返却することを説明する（資機材の破損・紛失等も報告する）。
- ③資機材の返却確認
 - ボランティア活動者自身で泥等の洗浄を行い、数を確認の上、返却してもらう。
- ④資機材の購入の検討
 - ボランティア活動者の報告や活動状況から不足している資機材の購入を検討し、総務班との協議・決定する。

(6) 救護班

ボランティア活動者の怪我等の対応、災害ボランティアセンター全体の衛生管理等を行う。



写真7 救護班の様子（竹田市）

[1日の流れ]

- a. 当日ボランティア予測数の確認
- b. 待機場所の水や食品などの消費期限の確認
- c. 活動中の応急対応や搬送手配
- d. 活動後の消毒作業の手配・促し
- e. 事故対応数などの報告・集計

[チェック項目]

- ①救護班の立ち上げ
 - 救護班表示、その他必要な備品。
- ②救護活動
 - ボランティアが体調の不調を訴えたり、負傷した場合の応急手当てを行う。救護班で対応できないと判断した場合はすみやかに病院へ搬送を行う。
 - 活動を終えて戻ってきたボランティアには手洗い、うがいを促す。水分やミネラルの補給も促す。
- ③報告・集計
 - 対応した救護活動の状況や結果については、適宜総務課に報告する。また件数等の集計も行う。

6 災害 VC 閉所の判断について

災害 VC を立ち上げ、一定、再建期の災害ボランティア活動が終了すると、長期的課題、自立生活支援に向けた復興期の活動へ移行していく。

ボランティア活動は恒久的に続くものではない。特に県外からの支援などは一定期間に集中したものになる。そのため、ボランティア活動者の応援を契機に、住民自身が地域づくりに取り組む体制づくりが必要になる。常に住民ニーズに寄り添いながら、そのニーズがボランティア活動者の援助を得て行うものか、地元住民が主体になって行うものか、災害 VC 運営者は協議をし、必要と判断した際は災害 VC を閉所し、通常の社協活動、復興期への活動に切り替えていく必要がある。

(1) 生活支援・復興支援移行のポイント

	項 目	内 容
1	被災地域の機能改善・回復	公共施設、教育機関や商店の再開
2	サービスの再開・充実	公的サービス、福祉サービス、企業サービスの正常化
3	応急仮設住宅・空き住宅利用	避難生活から日常生活へ
4	被災地域における暮らしの環境改善や充実	サロン活動・訪問活動の再開、住宅の修繕、改修、再建
5	住民間の助け合いによる課題解決活動	市民による復興会議などの開催、小地域福祉活動の再開

災害発生後、被災者の生活は徐々に日常へと回復していく。災害後の安全宣言や、ライフラインの完全復旧、経済活動の再開、自宅の修復、被害の大きかった世帯は仮設住宅での生活が始まる。復興期に入る時期は、経済的な不安、先行き見通しに対する不安感が高まる時期でもある。

災害 VC を閉所すると同時期に、新たな生活を始める住民や要援護者などのさまざまな不安に対する精神的なサポート、住民による主体的な活動の企画・開発・ボランティア活動などの下支えなど、復興期の生活支援やコミュニティの再生に向けた支援を計画し、実行に移していかなければならない。

(2) 災害 VC 体制解除に向けた協議

項 目	内 容
参 考 情 報	①ニーズの傾向変化 ②ニーズ数の変化や変遷、積み残し事案 ③自治体災害対策本部の動向及び事前協議の結果 ④災害 VC 以外の部署の活動状況、今後の見通し ⑤その他：復興政策の進行度合い
検 討 事 項	①緊急を要する支援が終息に向かっているか ②周知不足によるニーズの偏りや潜在的なニーズが残っていないか ③自治体災害対策本部との事前合意はとれているか ④被災者への継続的な支援の必要性とその内容 ⑤平常化への移行業務と、復興支援業務への移行計画は

(3) 生活支援・復興支援開始時期の取り組み

- ① 生活支援ニーズの把握
- ② 要援護者への見守り。支え合い活動など地域住民主体の共助活動
- ③ コミュニティの再生・再構築の支援
- ④ 被災地内の組織と人材を中心とした生活支援活動の開始
- ⑤ 被災地域のボランティア・市民活動による元気づけ活動の推進
- ⑥ 中長期的な復興支援計画づくり
- ⑦ 生活支援相談員などを復興基金などにより社協設置
- ⑧ 災害を風化させず、発信、継承、記録する活動の推進

災害発生後の不特定多数の人や組織の力を借りる時期から、生活支援を中心とした活動への転換、目の前の課題への対応中心から被災後の状況への適応への転換の時期である。

社協は、地元を拠点置き継続的に住民の支えとなれる公共性の高い民間福祉団体である。その機能と役割を十分に発揮しなければならない。

7 災害 VC を支える地域支援ネットワークの構築

災害 VC が立ち上がり、地域住民の皆様より活動依頼が来たり、又は関係団体の皆さんが災害 VC の運営応援に駆けつけていただく、そのためには平常時からのネットワークづくりが最も重要になる。平成23年の東日本大震災のような大規模な災害は100年、又は数百年に一度の災害かもしれない。そうした予測できない、いざという災害、その時に備えるために、毎年おこる身近な台風災害へ対応していくことが重要になる。

那覇市社協では、本マニュアル策定後、具体的な災害支援ネットワークづくりのために次のことに取り組む。

(1) 台風後の被害状況の確認・ボランティア紹介ニーズ把握のための基礎ネットワークづくり

平成14年度からスタートした那覇市福祉協力員の養成だが、これまで307名を委嘱している。平成22年度、平成23年度においては、沖縄タイムス社、琉球新報社の那覇管内の販売店の店主の皆さんを福祉協力員として委嘱させていただいた。これまでは地域中で新聞が何日か溜まっているなど、見守り安否確認について連携をとらせていただいていた。しかし平成24年の台風16号や17号による大きな被害が出た。那覇市社協では平常時のボランティア活動として、台風後の被害状況の把握、特に要援護者宅における台風後の片づけ作業を目的としたボランティアコーディネートを行い、普段からの積み重ねを行い、大規模災害の際に速やかにボランティアコーディネートできる仕組みづくりと人材育成を目指す。

本会の地区コーディネーターが被災地域の単位民児協や福祉協力員と連携し、被害状況の確認作業を行う仕組みを検討する。平成25年度には沖縄タイムス社、琉球新報社と具体的な連携方法について検討していく。

[台風前後の取り組み]

- a. 暴風警報などの把握と自主避難の状況把握
- b. 常務理事、事務局長、総務課長による参集判断の検討（P-45）。
職員警戒配備体制へ。
- c. 暴風警報の継続、解除に関する情報把握。
- d. 警報解除後、単位民児協、福祉協力員に被害状況を確認
- e. 台風後の災害ボランティアニーズ把握・協議、ボランティア募集・コーディネート。

(2) 地域支援ネットワークの取り組み強化

沖縄県南城市では平成24年度より市民ニーズへの対応、関係機関・団体の連携強化、地域福祉活動取り組み強化の3つを目標に地域の関係機関・団体、そして施設関係者が集まり『南城市社会福祉関係機関・団体連絡会』を開催している。那覇市においても災害 VC を機能するために、基礎ネットワークづくりを着手し、その次の段階においては、行政はもちろん、単位自治会や単位民児協、更に福祉施設関係者、介護保険サービスや障害福祉サービスに関わる事業所とも連携し、災害時に備えたネットワークづくりへ発展させていきたい。具体的には以下の事項について具体化に向けた協議をしていきたい。

- ① 発災時における要援護者安否確認の連携及び手順の確立
- ② 要援護者のための福祉避難所の確保の取り組み

8 様式等

災害 VC 運営に備え、下記の様式は揃えておく必要があると考える。整備については、平成25年度より順次必要な様式を整備していく。

- ① ボランティア活動依頼書（ニーズ受付票）
- ② ボランティア活動集計表
- ③ ボランティア紹介確認票
- ④ ボランティア受付票（個人）
- ⑤ ボランティア受付票（団体）
- ⑥ 保険受付簿
- ⑦ 災害ボランティア活動証明書
- ⑧ 災害ボランティアセンター日報

ボランティア活動依頼書（ニーズ票）

【受付】

新規・継続(回)	受付番号		受付日	平成 年 月 日	受付担当者
-----------	------	--	-----	----------	-------

【依頼者情報】

ふりがな		性別	年齢	電話 番号	
依頼者名		男・女		携帯:	— —
属性	本人・親族・民生児童委員・自治会(名称:)・その他()				
相談経路	来所・電話 訪問				
[住所(活動先)]				[現在の住所(避難先等)]	
[活動先までのルート・目印など]					
【依頼内容】					
<input type="checkbox"/> 屋内の清掃 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 敷地内の清掃 <input type="checkbox"/> 泥の除去(□家の周囲 □床下 □その他) <input type="checkbox"/> 物資の調達や運搬 <input type="checkbox"/> 避難所での支援					
[作業場所の状況や作業範囲について]					
[活動希望日]	なし・あり (月 日)			[ボランティアについて(男女の希望・人数等)]	
[駐車スペース]	なし・あり (台分程度)			男 名・女 名・特に希望なし(計 名)	

【以下、スタッフ記入欄】

調査・確認結果	月 日	ニーズ班担当者:	作業可能・作業不可能・保留
[不可・保留の理由]			
[ボランティア紹介日]	月 日	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続(回)	派遣確認 班長
			派遣決定 担当者
[ボランティア活動目的]			
[必要資機材]			[派遣人数]
<input type="checkbox"/> 角スコップ	個	<input type="checkbox"/> 土嚢袋	個 □
<input type="checkbox"/> 剣スコップ	個	<input type="checkbox"/> バケツ	個 □
<input type="checkbox"/> 一輪車	個	<input type="checkbox"/> デッキブラシ	個 □
<input type="checkbox"/> 鋤鎌	個	<input type="checkbox"/> バケツ	個 □
<input type="checkbox"/> パール	個	<input type="checkbox"/> ほうき	個 □
<input type="checkbox"/> 側溝の蓋開け	個	<input type="checkbox"/>	個 □
		男性	名
		女性	名
		指定なし	名
		合計	名
		リーダー氏名	
		リーダー連絡先	
[備考欄]			

10 資料編

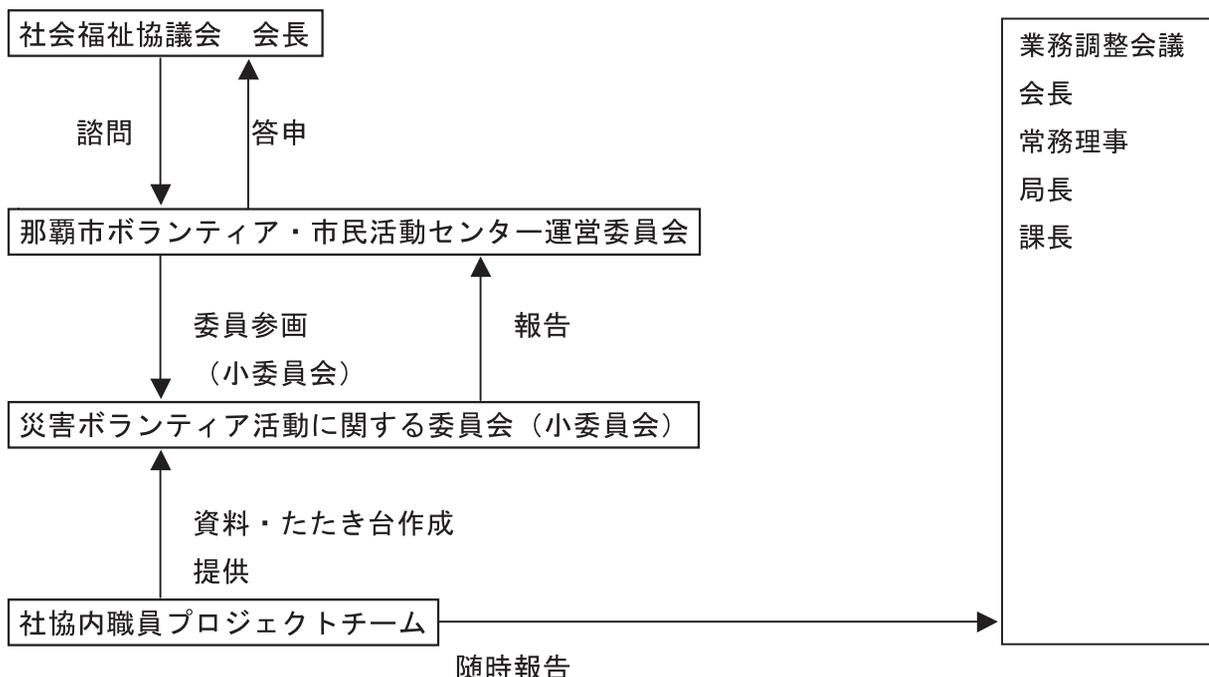
10-1 マニュアル策定について

(1) 策定プロセス

日 時	取 り 組 み 内 容
平成24年7月23日	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター整備に関する研修会 対象：社協職員 内容：東日本大震災における災害ボランティアセンターの活動、社協が災害ボランティア活動にかかわる意義について職員向け講話 講師：桑原英文（JPCOM）氏
◇ 7月30日 ～8月6日	<input type="checkbox"/> 九州北部豪雨災害に伴う職員派遣（熊本県阿蘇市社協） ※阿蘇市社協災害ボランティアセンターにてニーズ班に配置された。
◇ 10月30日	<input type="checkbox"/> 「災害ボランティア中央センター等整備事業」補助金申請 ※健康福祉部福祉政策課に提出
◇ 11月6日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定における第1回職員プロジェクトチーム会議 対象：プロジェクトチームメンバー 内容：災害時系列カードワーク研修会への参加について
◇ 11月11日	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアシンポジウム 対象：市民、関係者 内容：室崎益輝先生を講師に講話、事例発表を行った。 講師：室崎益輝（関西学院大学）氏
◇ 11月22日	<input type="checkbox"/> 第1回災害ボランティア活動に関する委員会 対象：委員（10名） 内容：マニュアル作成、資機材整備の取り組みについて報告・意見交換
◇ 11月26日	<input type="checkbox"/> 災害時系列カードワーク研修会 対象：社協職員 内容：災害発生からのプロセスにおいて、地域、社協の役割を模擬的に学ぶ。 講師：桑原英文（JPCOM）氏
◇ 12月12日 ～12月15日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定及び資機材整備に伴う視察 視察対象：宮城県社協、仙台市社協、大崎市社協、石巻市社協
平成25年1月18日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定における第2回職員プロジェクトチーム会議 対象：プロジェクトチームメンバー 内容：災害発生から初動（72時間以内）における役割について ※各課、各Gで検討することを依頼
◇ 2月2日	<input type="checkbox"/> 那覇市総合防災訓練への参加 那覇市民生委員児童委員連合会と連携し、避難誘導及び災害ボランティアセンター設置訓練を行った。
◇ 2月4日	<input type="checkbox"/> マニュアル策定における第3回職員プロジェクトチーム会議 対象：プロジェクトチームメンバー 内容：災害発生から初動（72時間以内）における役割について ※各課、各Gで検討したものを報告－課題の整理
◇ 2月21日	<input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター整備に関する意見交換会 対象：社協職員

	内容：災害VCマニュアル（案）に関する意見交換会及び講話 講師：桑原英文（JPCom）氏
◇ 2月22日	第2回災害ボランティア活動に関する委員会 対象：委員（10名） 内容：災害VCマニュアル（案）に関する意見交換

(2) 策定体制



【那覇市ボランティア・市民活動センター運営委員会（委員名簿）】

〔任期：平成24年11月22日～平成25年3月31日〕

	名 前	役職等	所 属
委員長	西 尾 敦 史	准教授	沖縄大学福祉文化学科
副委員長	眞榮城 嘉 政	副会長	那覇市民生委員児童委員連合会
委員	石 嶺 健	係長	日本赤十字社沖縄県支部（事業推進課）
委員	上 里 芳 弘	事務局長	沖縄県中小企業団体中央会
委員	上 原 仙 子	（事務局）	那覇市協働によるまちづくり推進協議会
委員	浦 崎 修	課長	那覇市健康福祉部福祉政策課
委員	新 屋 司	主事	沖縄県ボランティア・市民活動センター
委員	生 盛 孫 幸	会長	大名地域福祉推進会
委員	平 良 修 一	理事長	那覇青年会議所
委員	平 良 博 子	代表	NPO 法人ファミリー・サポート・愛さん会
委員	田 中 美 幸	センター長	那覇市 NPO 活動支援センター
委員	宮 里 清 栄	会長	那覇市障がい者地域活動協議会
委員	福 治 貞 子	会長	那覇市自治会長会連合会
委員	渡 辺 英 二	係長	那覇市教育委員会学校教育課

注）委員長、副委員長以外、五十音順

那覇市社会福祉協議会 災害ボランティア活動に関する委員会設置要項

(設置目的)

第1条 この委員会は、那覇市ボランティア・市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」と略記。）設置要綱第7条に基づき、那覇市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する基本的事項等を協議し、災害時における迅速かつ的確な対策が行えるようにすることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は那覇市ボランティア・市民活動センター設置要綱第4条第9項に関することを協議し、運営委員会委員長へ報告するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、若干名をもって構成し、次の各号の一に該当する者から運営委員会で選任し、本会会長が委嘱する。

- (1) 那覇市ボランティア・市民活動センター運営委員会委員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識関係者
- (4) その他、本会会長が必要と認めたもの。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長1人、副委員長1人をおく。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、本会会長の承認を得、委員長が召集する。
2. 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、那覇市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮り会長が別に定める。

附 則

1. この要項は、平成24年11月21日から施行する。
2. 平成24年度の委嘱においては、委員の任期を平成25年3月31日とする。

【災害ボランティア活動に関する委員会について（委員名簿）】

〔任期：平成24年11月22日～平成25年3月31日〕

	名 前	役職等	所 属
委員長	稲 垣 暁	特別研究員	沖縄大学地域研究所
副委員長	宮 道 喜 一	事務局長	NPO 法人 まちなか研究所わくわく
委員	石 嶺 健	係長	日本赤十字社沖縄県支部 事業推進課
委員	浦 崎 修	課長	那覇市健康福祉部福祉政策課
委員	新 屋 司	主事	沖縄県ボランティア・市民活動センター
委員	高 良 淳 男	室長	那覇市総務課市民防災室
委員	田 中 美 幸	センター長	那覇市 NPO 活動支援センター
委員	福 治 貞 子	会長	那覇市自治会長会連合会
委員	福 山 裕 一	副委員長	那覇青年会議所 広報渉外委員
委員	眞榮城 嘉 政	副会長	那覇市民生委員児童委員連合会

注) 委員長、副委員長以外、五十音順

【マニュアル策定と社協職員の関わり（プロジェクトチーム）】

那覇市社協職員全体が策定作業に関わる。特に各課から主査・主任クラスによるプロジェクトチームを立ち上げ、策定作業を通じ、社協内における災害時支援の意識を高める。

		所 属		備考
1	高 野 大 秋	地域福祉課（地域づくりグループ）	主査	
2	上 地 哲 司	地域福祉課（相談支援グループ）	主査	
3	眞 栄 城 孝	総務課（企画財務グループ）	主査	
4	島 袋 優 子	総務課（庶務会計グループ）	主査	
5	金 城 弘 子	在宅福祉課(在宅福祉グループ／訪問介護)	主任	
6	前 田 あ ず さ	在宅福祉課(在宅福祉グループ／訪問介護)	副主任	
7	伊 芸 ふ み え	在宅福祉課(在宅福祉グループ／居宅介護)	主任	
8	大 城 純	在宅福祉課(在宅福祉グループ／通所介護)	主任	
9	謝 敷 宗 健	総合福祉センター等庶務会計	主事	

10-2 関連資料

資料① 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（設置規程）

資料② 九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

10-3 参考文献

① 「那覇市地域防災計画」／那覇市防災会議（平成22年10月）

② 「沖縄県社会福祉協議会災害救援マニュアル（平成22年4月）」

③ 「社会福祉法人上牧町社会福祉協議会災害対応マニュアル（平成23年3月）」

④ 「三田市社会福祉協議会 災害時対応の手引き（2010年4月）」

⑤ 「社会福祉法人八女市社会福祉協議会 災害時対応の手引き」

⑥ 「平成24年度防災気象情報等に関する説明会」／沖縄気象台（平成24年4月23日）

⑦ 「大雨や台風に備えて」／気象庁（平成24年5月）

資料①

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 設置規程

資料②

九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 設置規程

[災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の設置]

第1条 中央共同募基金会は、多様なセクターとの協働により災害支援を進めるため、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下、「本会議」という。）を置く。

[目的]

第2条 本会議は、企業、NPO、社会福祉協議会、共同募基金会等が協働し、被災地及び被災者主体のボランティア活動を支援するもので、主に次の活動を行うものとする。

1. 人材、物資、資金等の支援の実践および仕組みづくりについての提言
2. 共同募基金会としての効果的な災害支援の実践および仕組みづくりについての提言
3. 災害時の災害ボランティアセンター活動支援等を通じた被災者支援ならびに被災地復興支援活動への助成
4. 本会議に関する広報活動
5. その他、中央共同募基金会から諮問する事項に関する提言

[本会議の構成]

第3条 本会議の委員は、中央共同募基金会事務局長が委嘱した者により構成する。

[本会議の運営]

第4条 本会議の活動は、災害支援を進めるため、企業から中央共同募基金会への寄付金（災害ボランティア活動資金）等の財源により行う。

2. 本会議委員による委員会を適宜開催する。委員会は、毎回、委員の互選により座長を置き、委員会の進行は座長が行う。
3. 本会議の意思決定は委員会において行う。

[プロジェクト部会の設置]

第5条 本会議に、協議テーマごとに検討整理等を行うプロジェクト部会を設けることができる。

2. プロジェクト部会に、委員の互選によりリーダーを置くことができる。リーダーは当該部会を統括する。

[幹事]

第6条 本会議の運営に資するため、本会議に委員の互選による幹事を置く。

2. 幹事は、適宜幹事会を開催する。幹事会には各委員の参加ができるものとする。
3. 幹事会は、各プロジェクト部会リーダーを必要に応じ召集することができる。
4. 幹事会は、災害発生など緊急時には、臨機の措置を講ずることができる。

[臨時委員の設置]

第7条 特定の協議テーマについて調査および協議するため、必要により、本会議に臨時委員を置くことができる。

[委員の任期]

第8条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. プロジェクト部会委員および臨時委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

[オブザーバー参加]

第9条 本会議の委員会には、関係者のオブザーバー参加を認める。

[庶務]

第10条 本会議の庶務は事務局において処理する。

2. 事務局の業務の一部を委託することができる。

[その他]

第11条 本会議は平常時の活動として運営され、緊急時の活動については別途要綱を設ける。

(平成20年4月30日制定・社会福祉法人中央共同募金会)

九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、福岡市及び北九州市の九州各県・指定都市社会福祉協議会（以下「九州ブロック社協」という。）の管内において災害が発生し、被災した地を有する県・指定都市社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）独自では社会福祉協議会としての災害救援活動が十分に実施できない場合において、九州ブロック社協相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。2前項に規定する災害のほか、住民生活に甚大な支障が生じる災害で、被災地社協から応援要請がある災害とする。

(幹事社協の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事社協を置く。

2. 幹事社協は、九州社会福祉協議会連合会事務局（以下「九社運事務局」という。）をもって充てる。ただし、幹事社協が被災等によりその事務を遂行できない場合は、次期九社連事務局が代行する。
3. 幹事社協の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災状況の把握及び第6条に定める応援内容に関する連絡調整
 - (2) 被災地社協を除く九州ブロック社協に対する災害救援活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣要請
 - (3) 被災地の交通手段及び宿泊所等に関する情報提供
 - (4) 応援職員の傷害保険加入手続き
 - (5) 応援職員が行う災害救援活動の情報提供
 - (6) 全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）等との連絡調整
 - (7) その他応援のために必要な事項

(連絡窓口等)

第4条 九州ブロック社協は、あらかじめ本協定に関する担当部課・担当者を定め、別記様式第1号により、毎年4月15日までに幹事社協に提出するものとする。

2. 幹事社協は、毎年4月末までに前項に定める連絡の窓口を別記様式第2号にまとめ、九州ブロック社協に送付するものとする。
3. 九州ブロック社協は、災害が発生したときは、幹事社協を通じ必要な情報を連絡するものとする。

(応援要請手続き)

第5条 応援を受けようとする被災地社協は、災害の状況及び必要とする災害救援活動の具体的内容を明らかにし、直ちに電話又はファクシミリ等により幹事社協に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2. 被災地社協は、幹事社協を通じて応援職員の派遣を行う各県・指定都市社協に対して、被

災地の交通手段の情報提供及び宿泊所の提供、斡旋に努めるものとする。

3. 第1項の応援要請を受けた幹事社協は、速やかに被災地社協を除く九州ブロック社協と協議し、その結果を被災地社協-通知するものとする。
4. 被災地社協を除く九州ブロック社協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事社協の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援内容)

第6条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
 - (2) 災害救援活動に必要な備品、資材及び器材の提供及び斡旋
 - (3) その他応援のために必要な事項
2. 応援職員の行う災害救援活動は、次のとおりとする。
- (1) 災害救援活動を行うために必要な情報収集
 - (2) 災害救援活動を行うボランティア・NPO等のコーディネート
 - (3) 福祉サービス提供のためのコーディネート支援
 - (4) 生活福祉資金特例貸付の支援
 - (5) 社会福祉施設等に対する応援要請及び災害救援活動の支援調整
 - (6) その他応援のために必要な事項

(応接城見の指拝)

第7条 応援職員は、被災地社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。2被災地社協が指揮不能の場合は、応援職員は、幹事社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。

(軽費の負担)

第8条 第6条第1項に要する経費は、原則として応援する各県・指定都市社協の負担とする。

2. 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、全社協地域福祉推進委員会の「福祉救援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」を活用するものとし、申請等の事務は、原則として被災地社協が行うものとする。ただし、被災地社協がその事務を遂行できない場合は、幹事社協が行うものとする。

(九州ブロック以外の災害への対応)

第9条 九州ブロック以外の災害の対応については、全社協からの応援要請がある場合、本協定を準用する。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州各県・指定都市社会福祉協議会事務局長会議で協議して定める。

(適用)

第11条 この協定は、平成17年8月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、九州ブロック社協会長記名押印の上、各自1通を保管する。

平成17年8月1日

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
会 長 田 尻 英 幹



社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
会 長 指 山 弘 養



社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
会 長 金 子 原 二 郎



社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
会 長 潮 谷 義 子



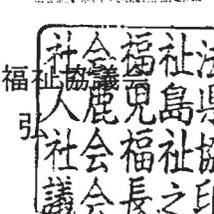
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
会 長 帯 刀 将 人



社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会
会 長 川 越 義 郎



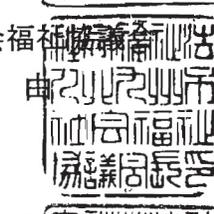
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会
会 長 今 吉 弘



社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
会 長 吳 屋 秀 備



社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会
会 長 岡 田 光 由



社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
会 長 古 賀 誠



災害時における那覇市社協職員参集マニュアル

1 職員参集と各課・各グループの初動

1-1 社協職員としての心構え

社協は、社会福祉関係団体や機関、そして何より地域住民の参加・協力を得て活動することを大きな特徴としている。平常時より関係団体や地域住民の声に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目標としている。災害時には、これまで築いてきた地域住民との信頼関係を踏まえ、被災された住民ニーズに寄り添い、共に復興を目指す想いを共有しながら、災害ボランティア活動を支援・展開する。

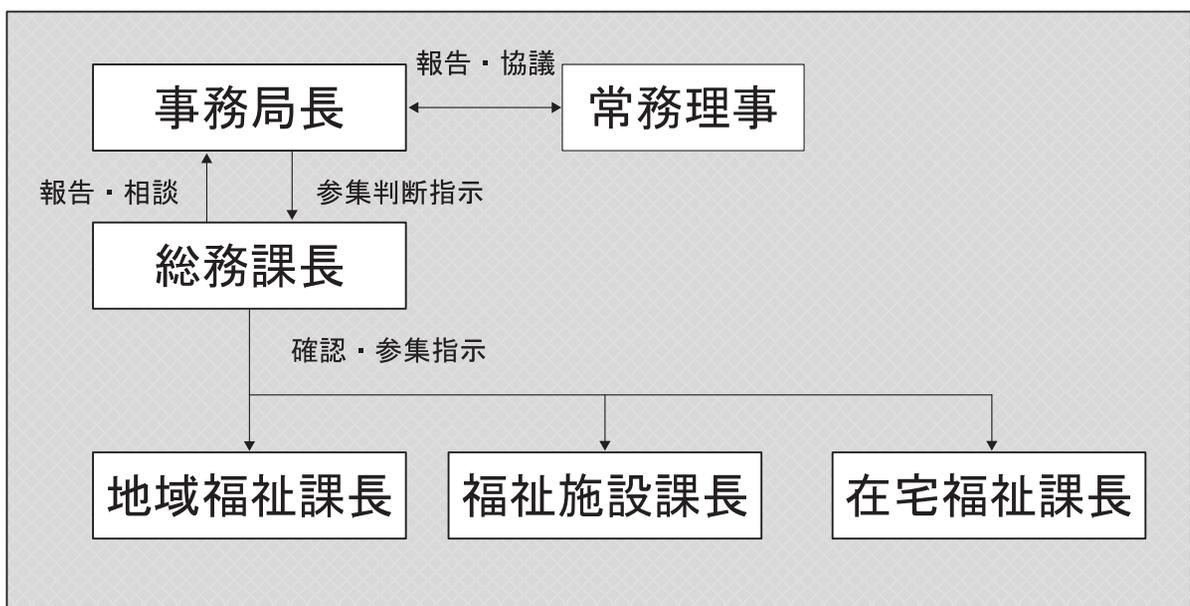
【チェック項目】

- 「災害 VC 設置・運営マニュアル」を基盤に行動する。
- 社協においては、警戒本部又は対策本部の判断・指示により行動することを原則とする。被災状況によって判断・指示を仰げない状況且つ即応的な対応を取らなければならない場合、被災者の立場にたった対応に徹する。その際、職員自らが最善の方法であると判断した時は勇気をもって速やかに実行し、その結果を上司に速やかに報告すること。
- 平常時の心構え
 - 家族と話し合っておく（連絡手段、待ち合わせ場所など）
 - 災害時、支援活動を行う職務があることを周りに伝えておく
 - 備蓄や避難用のリュックの用意（寝袋、着替え、食糧、水、現金、簡易トイレ、懐中電灯、ラジオ、保健証、携帯電話及び充電器、筆記用具）
 - 近隣の避難場所（複数）を確認しておく
 - 各課・各グループで使用している各車両については、常に災害発生を想定し、ガソリンが半分なくなったら常に満タンにするよう心掛ける。

1-2 職員参集基準

(1) 発災直後の参集判断

災害が発生し、参集基準に該当しそうな災害が予測される場合、常務理事、事務局長、総務課長による状況確認を行い、災害時の対応、職員を参集すべきかどうかの判断を行う。

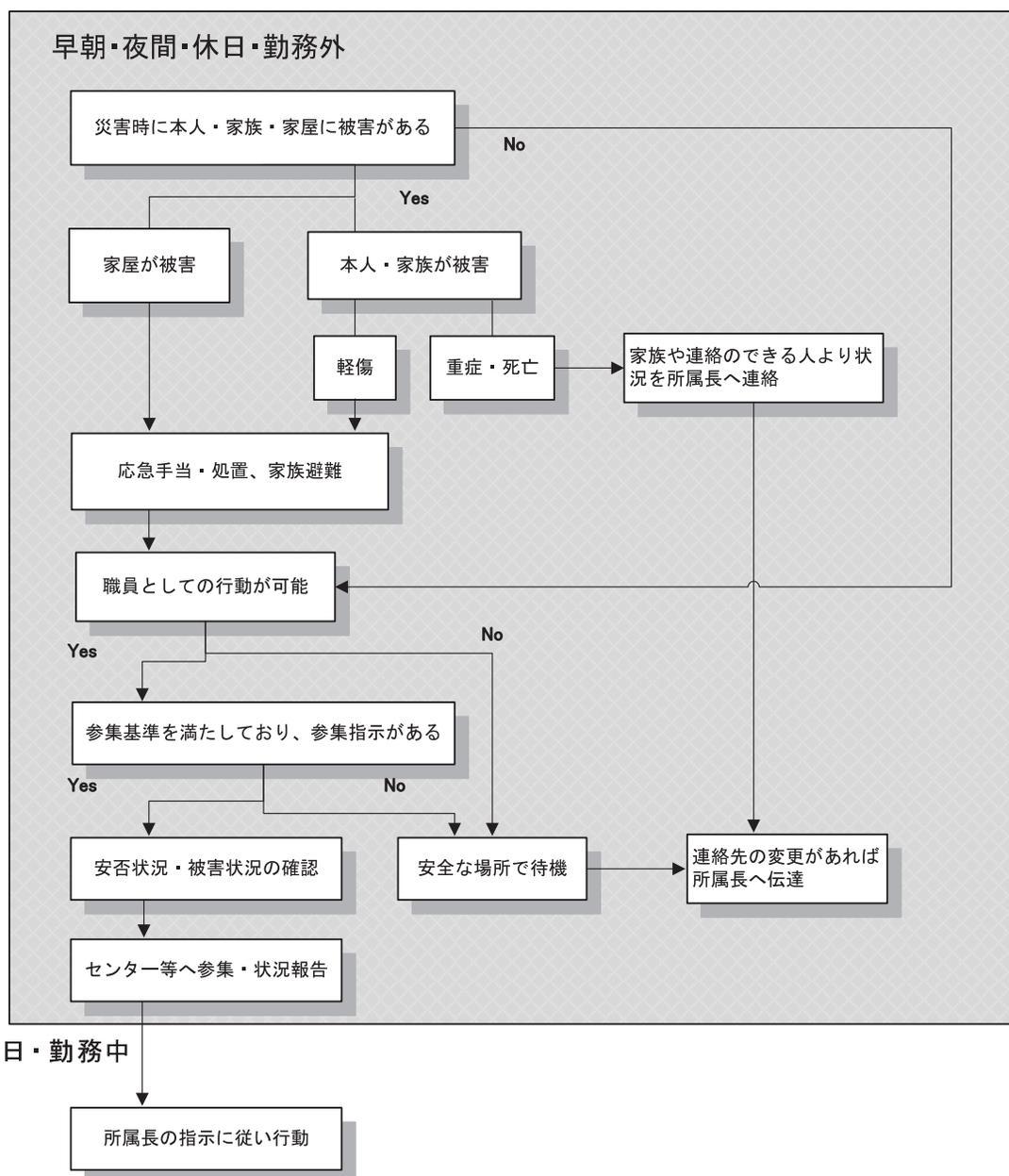


(2) 職員参集

①勤務時間の場合

発災直後の参集判断により、参集基準（P-49）によって参集する。基準に定められた職員は災害 VC の立ち上げなど、支援活動の準備に入る。第二配備、第三配備の場合は連絡がとれない場合もあるので、それぞれの職員の判断による自動参集とする。

②早朝・夜間・休日・勤務外の場合は下記の図を参照し、参集体制に入る。



【チェック項目】

□職員・家族および近隣住民等の安否・安全確認

勤務時間以外に自宅で災害が発生した場合、家族の安否確認・安全確保を行う。周辺地域の状況を観察し、近隣に安否確認を要する住民がいる場合は、声かけ等により状況を把握する。参集できない場合や住民の状況等については、所属長に報告を行う。

勤務中においては、速やかに家族や自宅の状況等を確認し、勤務継続可能な場合は所属長の指示に従い行動する。

(3) 参集方法

- 参集は、基本的に通常の出勤方法で行うが、被災状況によっては危険防止策を講じた上で、手段及びルートを選択する。参集後は指示があるまで待機し、速やかに行動できるようにする。
- 参集途中に要援護者の発見や救援を求められた場合、できるだけ周辺の応援者に協力を求めつつ、可能であれば救援活動を行う。その際は必ず所属長等に連絡しておかなくてはならない。
- 参集基準に基づき参集する場合、全ての職員は那覇市総合福祉センター（以下「センター」という。）に参集する。但しセンターが使用できない場合は、参集場所を変更するが、その際には職員連絡網でその参集場所を指示する。

【チェック項目】

参集時は次のものを準備する。

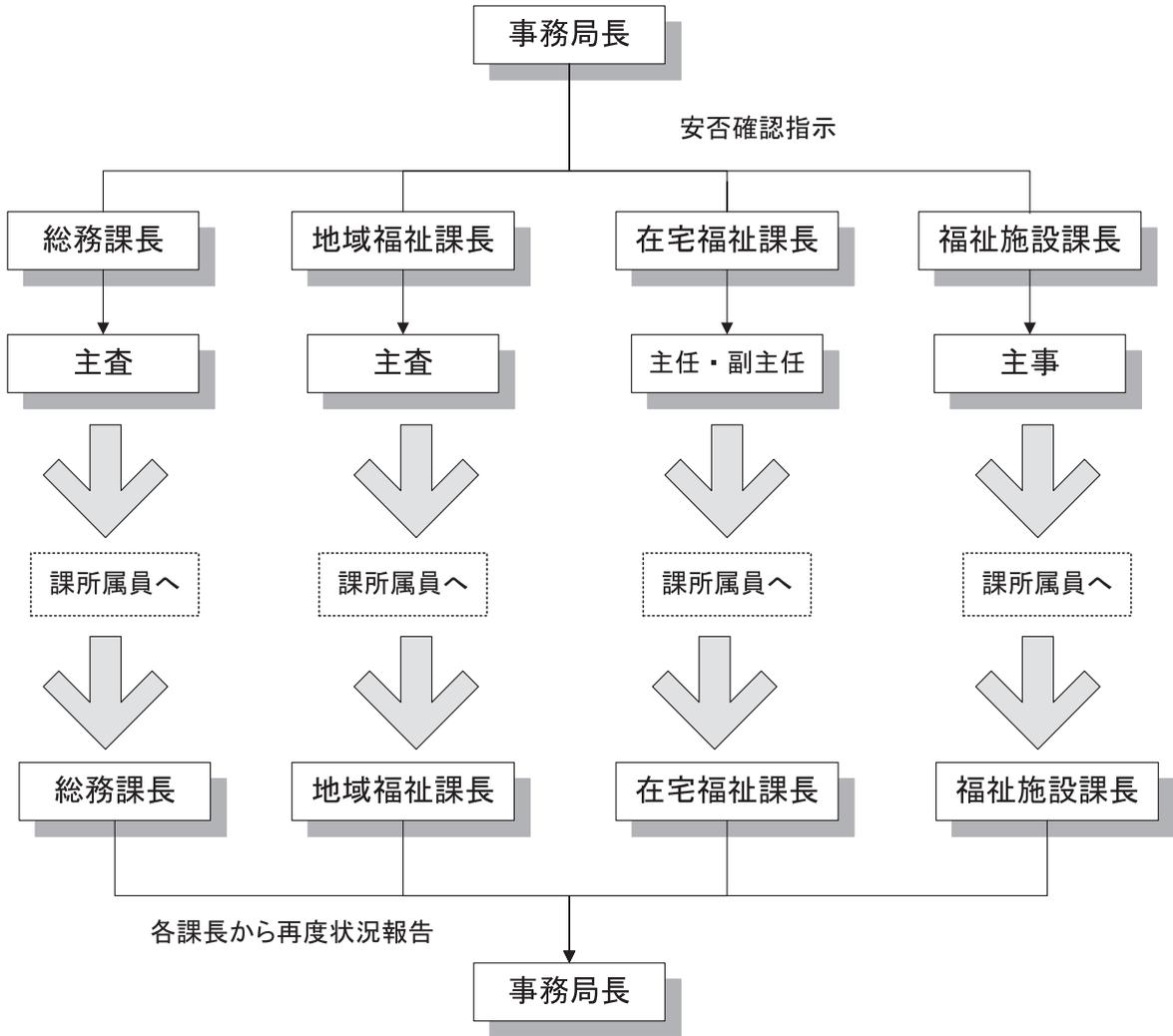
- 身の回り品：タオル、着替え（災害救援活動に支障のない服装）、軍手等
- 通信機器等：携帯電話、携帯電話充電器、ipad、ノート PC 等
- その他：ラジオ、懐中電灯、乾電池、飲料水、食料、筆記用具

1-3 緊急会議の開催と災害 VC 設置判断

(1) 災害発生時からの流れ

災害時には、下記、職員緊急連絡網を使い、職員の安否確認を行う。災害時には、電話での伝達が困難のことも予測されるので、携帯メールや災害用伝言ダイヤル（171）も併用し行う。

図 緊急連絡網



なお、マニュアル策定の職員意見交換から、電話の不通、職員に連絡がとれない場合、上記の課単位の連絡網が機能しないこともある。そうした状況に備え、職員の居住地による地区分けを行い、地区単位の安否確認の方法も検討する。行政区毎の職員居住状況は次の通りである。

表 居住地別社協職員数

行政区	居住職員数
那 覇	27名
真 和 志	39名
首 里	15名
小 禄	39名
市 外	39名
合 計	159名

注) 平成25年2月現在

職員参集基準

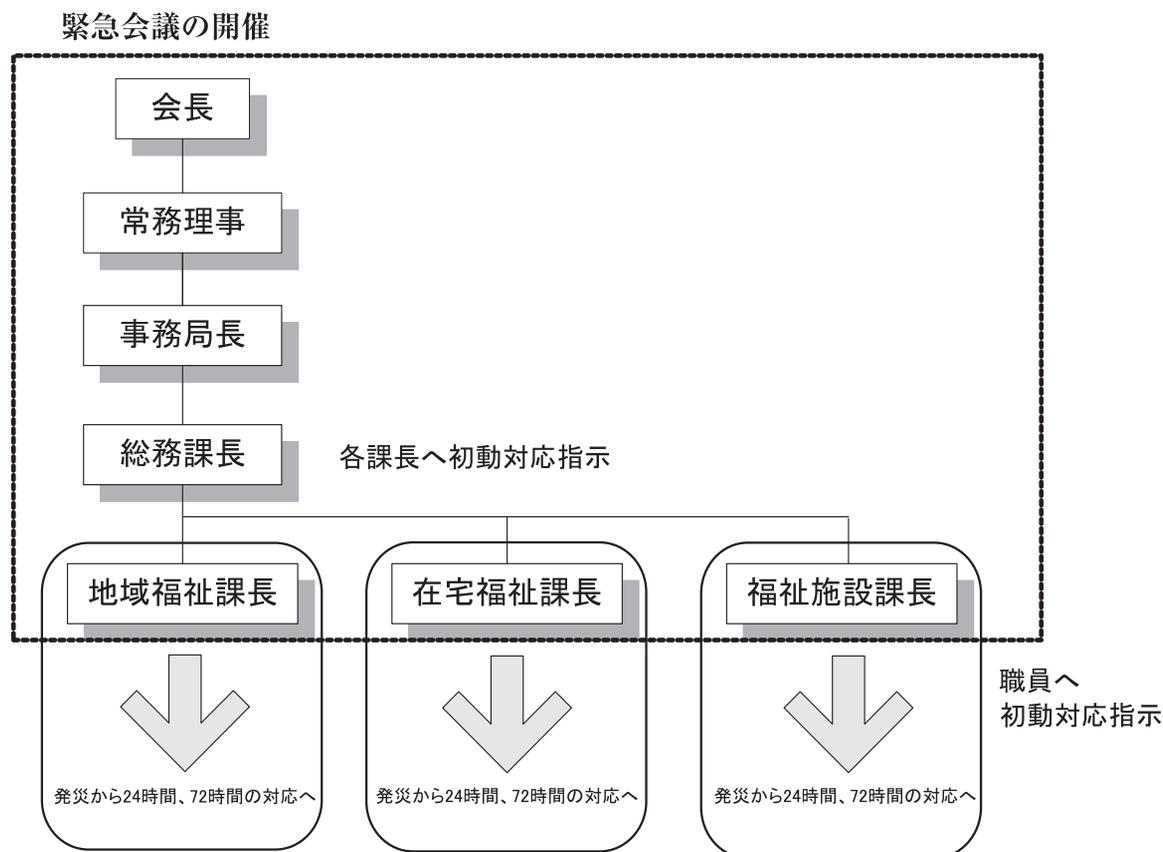
社協本部名 配備職員		災害対策本部			
		警戒本部 警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
台風災害 (常時発生する災害)	発災・警報確認直後の判断について ①常務理事②事務局長③総務課長により災害情報の確認及び職員参集について電話連絡等により協議。	①暴風警報が発表され、地域住民の自主避難の動きが見られた時。 ②災害状況により事務局長が必要と判断した時。	①暴風警報が発表され、避難勧告避難指示が発令された時。	-	-
		①震度4の地震が発生した時。 ②大雨、洪水又は高潮警報が発表され、被害発生が予測される時。 ⑤災害状況により事務局長が必要と判断した時。	①震度5弱の地震が発生した時 ②津波警報が発表された時。 ③大雨、洪水警報が発表され、避難勧告・避難指示が発令された時。 ④大雨または洪水警報が発表され避難勧告・避難指示が発令された時。 ⑤土砂災害警戒情報が発表された時。 ⑥災害状況により事務局長が必要と判断した時。	①震度5強の地震が発生し、地域の各自で被害が生じた時。 ②自然災害により人的被害が生じた時。	①震度5以上の地震が発生した時。 ②被害規模に関わらず会長が必要と判断した時。
配備職員		①常務理事、事務局長、課長、主幹、主任は災害時行動に入る。 ②常用雇用職員は災害時行動に入る。	①常務理事、事務局長、課長、主幹、主任は災害時行動に入る。 ②常用雇用職員は災害時行動に入る。 ③その他、事務局長が必要と認められた職員は災害時行動に入る。	①常務理事、事務局長、課長、主幹、主任は災害時行動に入る。 ②常用雇用職員は災害時行動に入る。 ③その他、事務局長が必要と認められた職員は災害時行動に入る。	全職員は災害時行動に入る
任務		①災害情報の収集 ②関係機関との連絡調整 ③電話対応 ※留守電の解除、連絡用携帯の設定 ④災害 VC 設置検討	①災害情報の収集 ②関係機関との連絡調整 ③電話対応 ④要援護者安否確認 ⑤災害 VC 設置・運営準備	①災害情報の収集 ②関係機関との連絡調整 ③電話対応 ④要援護者安否確認 ⑤災害 VC 設置・運営準備	災害救援活動全般

(2) 緊急会議メンバーと協議内容

災害が発生し、参集基準に該当しそうな規模が予測される場合、常務理事、事務局長、総務課長による状況確認を行い、災害時の対応、職員を参集すべきかどうかの判断を行う（図 参照）。

災害時対応をとる場合は、初動における情報収集や現状確認が概ねできた段階で開催する。緊急会議の開催は1回限りではなく、状況の変化や各部署の状況を共有するために必要に応じて開催する。

図 緊急会議から初動体制の指示



【チェック項目】

初動業務において、収集した情報を基に、災害の被害に対し、社協がこれに対応する必要があると判断した場合、緊急会議を開催する。協議内容は次の事項である。

メンバー	会長、常務理事、事務局長、総務課長、地域福祉課長、在宅福祉課長、福祉施設課長
確認事項	①各部署で把握している被災状況の情報共有 ②総合福祉センターの安全性の確認 ③通常業務停止の判断
協議事項	①福祉サービス提供体制の確認 ②災害ボランティアセンター開設準備 ③那覇市災害対策本部の動向を確認し、社協災害対策本部の設置検討 ④災害対応に応じた職員参集と班の担当者設置 ⑤情報発信体制の確認
伝達事項	①総合福祉センターの利用者の避難誘導・安全確保の指示 ②県社会福祉協議会へ今後の対応について連絡・情報発信

(3) 那覇市社協災害対策本部の立ち上げと役割

緊急会議の判断により、那覇市災害対策本部（行政）の動向を踏まえ、那覇市社協災害対策本部を設置する。被災状況の共有、方針・スケジュール等の確認を行い、社協としての意思決定を行う。その際、必要に応じ、支援活動を担う外部人材の意見を共有する。

【チェック項目】

メンバー	会長、常務理事、事務局長、総務課長、地域福祉課長、在宅福祉課長、福祉施設課長、必要に応じた外部支援者
確認事項	①変化する被害状況の全体像把握 ②マスコミ・Webにより情報発信 ③役職員の安否確認と勤務状況（健康状態の把握）の管理 ④支援金・義捐金の受け入れ
協議事項	①必要経費の工面 ②福祉サービス利用者等の安否確認・報告と緊急プランによる支援 ③災害ボランティアセンターの設置検討（中央センター及び地区センター）と地域支援活動（自治会、自主防災組織等）の検討
伝達事項	①沖縄県社協等、外部支援者の受け入れ及び配置の検討

1-4 各課・各グループの初動体制

災害発生後72時間を目処にした各課・各Gの対応の流れを（P-13）に示す。以下はその具体的な取り組み内容である。

②各課・各グループの役割

【総務課】

	項 目	チェック
職場到着後 (24時間以内)	① 職員の安否確認	
	② 緊急会議の開催（会長、常務理事、局長、各課長）	
	③ マスコミ対応	
	④ サーバー等の確認	
	⑤ 待機職員への食事・寝床等の確保	
	⑥ 待機職員・帰宅職員の確認	
72時間以内	① 待機職員・帰宅職員のスケジュール確認	
	② 各課の状況確認	
	③ 役職員等の安否確認・職員の勤務状況管理	
	④ 社協災害対策本部の会計・義援金の受付準備	

【地域福祉課：ボランティア・市民活動センター／地域ふれあいデイサービス事業】

	項 目	チェック
職場到着 (24時間以内)	① 把握した情報の集約 参集する際に見聞きした市内の被害状況、地域のライフラインの状況などをまとめる。	
	② 災害 VC 立ち上げに向けた環境整備（電源、PC、）及び県社協との調整（ボランティア保険など）	
	③ 安否確認 ●稼働しているふれあい拠点に安否確認の電話する ※運営協議会の会長やサポーターに ●キット対象者のうち次の条件の方の安否確認する。 ※身内がない方、日中独居の方、寝たきり、老老介護	
	④ 福祉避難所としての対応準備 ※ケアが必要な方の避難所を確保しないとイケない状況に備えて	
72時間以内	① 災害 VC 立ち上げに向けた資機材の確認	
	② 災害 VC 活動のニーズ及び支援の方向について協議 ※どのような支援が求められそうか、どんな支援ができるのか	
	③ 災害 VC 運営のための職員配置の検討 ※外部にボランティアスタッフの呼びかけも含む（登録ボラの確認）	
	④ 情報発信手段の確保・検討	

【地域福祉課：ファミリーサポートセンター事業】

	項 目	チェック
職場到着 (24時間以内)	① 会員の安否確認（センターから会員へ電話確認） ● サポート中の協力会員 ● 障がいのある保護者 ● 乳幼児や多胎児のいる依頼会員 ● 精神疾患の保護者	
72時間以内	① 避難所や個人宅等現場に出向き支援ニーズを把握する	
	② 災害VC支援活動	

【地域福祉課：相談グループ】

	項 目	チェック
職場到着 (24時間以内)	② 地域の利用者の安否確認 ● 単身世帯→複数世帯の順番で	
	③ 被災状況の確認 ● 利用者の移動の必要性、建物、インフラ、電話等の通信手段	
	④ 関係機関との連携	
	⑤ 支援日予定の内容確認と実施の有無	
	⑥ 銀行窓口の確認	
	⑦ 食糧備蓄の確認	
	⑧ 利用者支援（サービス提供等プラン）の必要性の確認 ※特に障がい者生活支援センターゆいゆい	
	⑨ 職員一家族の安否確認	
	⑩ パソコンの確認	
	72時間以内	① 住環境の継続見守り
② 食料の確保		
③ 移動手段（車両）の確保		
④ 銀行等の確認		
⑤ 支援内容の継続支援確認		

【在宅福祉課：居宅介護支援事業】

	項 目	チェック
職場到着後 (24時間以内)	① 職員の安否確認 ※携帯等で各自連絡をとる(伝言を残す)。連絡がとれない場合は、総合福祉センター前公園に集合する。	
	② 利用者の安否確認 ※優先順位(独居、日中独居、寝たきり、老人世帯等) 電話で連絡がとれる場合は電話で行う。電話が繋がらない場合は、災害の状況等を確認し、移動可能なら自宅へ確認に行く(連絡がとれない方のリストを作る)。	
	③ サービス事業所への確認 ※災害時利用者がサービスを利用していた方について	
72時間以内	① 地域相談センターとの連携を図る	
	② 医療依存度が高い人の受け入れ先の確保 ※透析患者等/病院が機能しているかどうか	
	③ 独居で見守りやケアが必要な方の受け入れ先の確認 ※特養、老健、デイサービス等	
	④ 上司の指示に従い、災害ボランティア活動に参加	

【在宅福祉課：訪問介護事業】

	項 目	チェック
職場到着後 (24時間以内)	① 利用者・ヘルパーの安否確認 ※利用者170名、ヘルパー40名	
	② 訪問中のホームヘルパーは利用者の安全確保	
	③ 地区分けをし、担当者が独居の方を優先し訪問	
72時間以内	① 災害後のサービスプランを作成 ※特に障がい福祉サービスを中心に	
	② 避難所にてボランティアさんに介助方法を教える。	
	③ 食材の確保・配達	

【在宅福祉課：通所介護事業】

	項 目	チェック
職場到着後 (24時間以内)	① 利用者の安全確保・避難誘導	
	② 当日利用者以外の安否確認 ※独居を優先	
	③ 利用者の家族への引き渡し	
	④ 休日スタッフへの連絡	
72時間以内	※利用者の状況(ケアマネの判断)、事業停止等の判断(上司)により対応。	

※準備すべきもの(食糧、水、就寝スペース(寝具)、リハビリパン、パット、ポータブルトイレ、ライト、電池、ゴミ袋)

【福祉施設課】

	項 目	チェック
職場到着後 (24時間以内)	① 災害状況情報収集、館内放送。	
	② 利用者の避難支援 ● 金城老人憩の家利用者、児童館利用者の一時避難所としてセンター内待機。 ● 金城児童館の子供たちの父母が迎えに来るまで間館内待機。 必要に応じて家族への連絡をする。 ※未来子育てネットかなぐすく(母親クラブ)、児童クラブと連携	
	③ 家族が迎えに来られない状況であれば、残れる職員で対応。	
	④ 小祿・識名老人福祉センター・児童館の状況把握電話で確認。	
	⑤ 安否確認。憩の家・児童館利用者(普段から気になる利用者) ※憩の家登録者600名のうち、75歳以上の単身が4割。児童館は340名の登録者	
	⑥ 市総合福祉センターの施設の設備点検。 管理委託技術者及び職員にて施設設備点検。 ● 施設内の建物総合点検(地下・1階・2階・屋上) ● パソコン、電気系統他の安全点検(委託業者と点検・各職員で異常がないか点検) ※1階 福祉施設課事務所、児童館施設、憩の家施設、喫茶室 2階 各事務所、会議室地下、ボランティア室、機械室、入浴室	
	⑦ 救護所の設置 一時避難者、利用者の一時救護所を検討設置 ※救急箱(医薬品)の確認。	
	⑧ 館内放送にて全般的な必要事項を放送	
72時間以内	① 災害VC立上げにともない 総合福祉センター施設内の配置を各課と調整。	
	② 施設利用者への連絡、お知らせ、館内表示。	
	③ 施設内資機材の確認	

2 災害 VC と連動する社協本隊業務

(1) 対策本部総務班

対策本部総務班は、災害時における職員の安否確認及び参集状況の確認など、社協が災害時に適切な対応をするための体制整備を主な業務とする。また、住民や関係機関・団体からの問い合わせなどへの対応も行う。発災からの緊急会議の開催、社協災害対策本部のたちあげ、災害 VC の設置・運営と、再建期、復興期と一連して社協災害対策本部と連動し、社協としての意思決定を行う。

【チェック項目】

①職員の安否確認

- 職員の安否確認及び参集の可否を確認する。確認方法はメール、電話を使い、緊急連絡網及び地区別連絡網（平成25年度に検討）にて行う。
- 安否確認等に関する情報を整理し、社協災害対策本部に報告する。

②問い合わせ窓口の開設

- 発災後、住民より来館者の家族の安否などを含め、様々な問い合わせが集中することが予測される。迅速に対応できるよう問い合わせ窓口を開設する。なお、ボランティア活動の問い合わせなどは、沖縄県社協と連携し、定期的な情報発信を行うことが重要になる。

③情報の共有

- 必要に応じた緊急会議を開催・参加し、対策本部総務班で把握し、確認・決定事項は災害 VC や福祉サービス利用者支援班に伝達・情報共有する。

④関係機関・団体への連携・協力要請

- 沖縄県社協に対し、現状を報告し、人員紹介などの支援をいつどの程度の規模で受けることができるかを確認する。また資機材等の借入などの支援についても要請を行う。
- 沖縄県共同募金会に対して災害準備金による活動拠点事務所への助成申請を行う。
※災害準備金の助成対象となる活動期間は、災害発生時から6ヶ月以内。助成基準額は300万円。

⑤勤務シフトの作成

- 職員の安否確認の状況を踏まえ、翌日以降の勤務シフトを作成する。勤務シフトの作成にあたっては、当面は全職員で対応していくが、外部からの人員の支援などが得られる場合は特定の職員に過度の負担がかからないように配慮する。

⑥情報発信

- 発災直後からの被災状況の変化、また災害 VC 設置の見通し、ボランティア募集について定期的な情報発信が必要になる。インターネットや定期記者会見などを行う。

(2) 福祉サービス利用支援班

公私協働で地域の福祉活動を進めるのが社協の役割である。その意味から災害時などの非常時にこそ、災害弱者支援に率先して取り組むのは社協の役割である。行政、福祉事業所、関係団体と平常時におけるネットワークを駆使し、福祉サービス利用者の緊急支援を検討する。しかし災害発生当初は那覇市社協の福祉サービス利用者中心の対応になることが考えられる。そのため、災害 VC とは別部隊として「福祉サービス利用支援班」を編成する。在宅福祉課、地域福祉課相談グループの職員が中心になると思われるが、人員配置については、対策本部総務班において、職員の勤務状況、健康状態を踏まえ職員の交代を行う。

[1日の流れ]

- a. 支援優先順位と頻度を勘案し、利用者の安否確認、情報の集約を行う。
- b. 集約した情報を基に緊急プランによる福祉サービス提供の検討。
- c. 継続した安否確認・見守り活動の展開
- d. 避難所等における介助教室の実施などニーズに応じた活動

[チェック項目]

①福祉サービス利用支援班の立ち上げ準備

- 福祉サービス利用支援班の表示、福祉サービス利用者台帳の準備、その他必要な備品。

②支援優先順位の考え方

以下の基準を参考に那覇市社協における基準を検討し、福祉サービス利用者台帳の整備を図っていかなければならない。

レベル	世帯状況	本人状況	環境等
レベル1 (赤) ※最優先	独居 (昼間独居含) 高齢者世帯	医療依存度が高い 全介助で移動	親族・近隣との関係が 希薄
レベル2 (黄)		一部介助で移動	自宅や周囲が危険 (家の老朽化、道路が 狭い、段差が多い、川 の近くなど)
レベル3 (緑)	要介護者を含む	世帯移動時に声か けが必要	
レベル4 (白)	上記以外で社協の サービスを利用して いる世帯		

③ニーズ把握

避難所等、急激な環境の変化に伴い、利用者の予期せぬ変化が起こることが予測される。生活環境、被災状況を勘案し、アセスメントしていく必要がある。以下のような視点を踏まえ、ニーズ把握を行い、必要なものは災害 VC での対応を依頼、協議する。

	ニーズ・視点	ニーズ具体例
1	一時的安全が確保された後、すぐに出てくるニーズ	眼鏡、入歯、補聴器、常用薬等、身の回りの常用品。
2	避難生活が継続することで出てくるニーズ	トイレの不足や食事の偏り、不安感から出る便秘。 不眠、疲労。集団生活でのプライバシーの確保。
3	情報が伝わりにくい環境にある利用者	視覚・聴覚障がい者、知的障害、認知症を抱える方。自宅や車中に避難されている方

④福祉サービス事業所の稼働状況の把握

⑤緊急プラン検討会議の実施

- 在宅福祉課長が中心となり、社協内の各種相談事業と連携し、緊急プラン提供の優先やプラン内容について協議する。
- 避難所、当時者宅など必要な安否確認、ニーズ調査を行う。

⑥集計作業及び全体会議での報告

【対応すべき社協の福祉サービス利用者】

<在宅福祉課>

- 訪問介護事業所わかば
- 居宅介護支援事業所
- 通所介護事業所あしびなー

<地域福祉課 相談グループ>

- 日常生活自立支援事業
- 障害者生活支援センターゆいゆい

「那覇市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」

発行：平成25年3月

編集発行：社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

〒901-0155 那覇市金城3-5-4

TEL：098-857-7766 FAX：098-857-6052

※このマニュアルは沖縄振興特別調整交付金の補助を受けて作成されました。